

官報

号外 昭和四十四年四月二十四日

第六十一回 衆議院會議録 第三十一号

昭和四十四年四月二十四日(木曜日)

議事日程 第二十四号

昭和四十四年四月二十四日

午後四時三十分開議

一 国務大臣の演説(四月十五日の日本海における米機墜落事件について)

第一 北方領土問題対策協会法案(内閣提出)
第二 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 海外移住事業団法の一部を改正する法律案等の一部を改正する法律案(外務委員長提出)

第五 地価公示法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

愛知外務大臣の四月十五日の日本海における米機墜落事件についての演説及び質疑

日程第一 北方領土問題対策協会法案(内閣提出)

日程第二 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十四年四月二十四日 衆議院會議録第三十一号

日程第四 海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(外務委員長提出)
日程第五 地価公示法案(内閣提出)

午後四時三十分開議

○議長(石井光次郎君) これより會議を開きます。

○議長(石井光次郎君) 御報告いたします。

本日、紀宮清子内親王殿下の命名の儀にあたり、議長は、本院の決議に基づきまして、皇居において、天皇陛下並びに皇太子殿下に祝詞を申し上げました。

国務大臣の演説(四月十五日の日本海における米機墜落事件について)

○議長(石井光次郎君) 外務大臣から、四月十五日の日本海における米機墜落事件について発言を求められております。これを許します。外務大臣愛知揆一君。

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○国務大臣(愛知揆一君) 四月十五日、日本海上空において米軍偵察機E C 121型機が北朝鮮側に墜落した事件に関し、経緯等の概要を御報告いたします。

四月十五日午後三時半ごろ、平壤放送は、北朝鮮人民空軍が、北朝鮮の領空深く侵入した米軍偵察機を撃墜したと放送いたしました。在京米大使館よりは、米国防省及び國務省の本件発表内容を通報してまいりましたが、この発表は、北朝鮮の清津南東九十五マイルの日本海上において、厚木に基地を置く乗員三十一名の四発プロペラ海軍機E C 121の捜索救難活動が行なわれており、同機は同日午後二時ごろから行くえ不明になって、この等を明らかにしたものであります。

米側の捜索は、米機数十機及び米軍艦四隻により、ソ連駆逐艦二隻及び若干の航空機の協力のもとに行なわれた模様であります。乗員二名の遺体のほか、機体の破片、パラシュートなどが発見されたのみで、結局捜索活動は四月二十日をもつ

て打ち切られたとあります。私は、この機会に、この事件でとうとう生命を失った搭乗員に対し深い哀悼の意を表明いたすものであります。

本事件に関し、オズボーン駐日米國臨時代理大使は四月十六日私を来訪し、当該米軍機は、いかなる時点においても北朝鮮の海岸から四十海里以内には絶対に入っていないことを米國政府として保証する、このことは、リーダーその他の確実な根拠に基づくものである旨申し越してまいりました。私は、その際、本件が平和的に解決されることを希望する旨、わがほうの見解を米側に伝えたのであります。

米國政府は、事件発生以来きわめて冷静かつ慎重に本件に対する対処ぶりを検討した模様であります。四月十八日ニクソン大統領は、記者会見において、本件に関する米國政府の見解及び対策について、当該機はいかなる時点においても北朝鮮の沿岸四十海里以内に立ち入っており、このことは、米側リーダーによってわかっており、また、北朝鮮リーダーもこのことをとらえており、したがって、これは無警告かつ計画的な攻撃であったことを強調するとともに、事件発生後中止していた本件偵察行動を護衛つきで再開することを命じた旨発表いたしました。

一方、板門店において、四月十八日午前十一時から第二百九十回軍事休戦委員会が開催されました。この會議において米側は、公海上空にあって完全に合法的な偵察活動に従事していた米軍機の墜落は、自衛行為ではなく、計算された侵略行為である旨を指摘し、北朝鮮が将来同様の事件が起こらないよう適切な措置をとるよう望むものであるとの趣旨を発言した旨発表されておりますが、この會議はもの別れになったようであります。

米國の偵察活動再開決定後、これまでの捜索救難のため日本海に派遣されていた米國軍艦のほか、米國の航空母艦、巡洋艦、駆逐艦等が対馬海峡を通過し日本海に入りましたが、四月二十二日

皇孫殿下御誕生につき祝詞を申し上げたことについての議長長の報告 愛知外務大臣の四月十五日の日本海における米機墜落事件についての演説

昭和四十四年四月二十四日 衆議院會議録第三十一号

愛知外務大臣の四月十五日の日本海における米機撃墜事件についての演説に對する山田久就君の質疑

朝米国防省は、航空母艦四隻、エンタープライズ、レーンジャー、タイコンデラゴ、ホーネット、巡洋艦三、駆逐艦十六からなる第七十一機動部隊が編成された旨発表し、在京米國大使館よりも同様の連絡がありました。なお米側は、護衛機が在日米軍基地から発進することはない旨、わがほうに連絡してきております。

以上、本件の事実関係につき概要を御説明いたしました。最後に、本事件に關する政府の基本的見解を明らかにしておきたいと存じます。

北朝鮮側は、いわゆる祖國統一政策に基づき對韓工作を積極化し、これが原因となつて朝鮮半島において緊張した情勢が続いております。これはプエブロ号事件と前後して起こつた韓國大統領官邸襲撃事件や韓國東海岸における武裝ゲリラ上陸事件等に見られるとおりであり、今回の米軍機撃墜事件は、このような朝鮮半島の緊張を背景として起こつたものと見られるのであります。

前述いたしましたように、米側は、当該偵察機は、いかなる時点においても北朝鮮沿岸から四十海里以内に立ち入つていない旨保証いたしておりますが、このことから考えますと、当該米軍機は終始公海上において行動してゐたのでありまして、これを撃墜した北朝鮮の行為は、國際的にも非難されるべきものと考えるのであります。(拍手)

米國政府の偵察飛行再開決定後、日本海において航空母艦等の米國艦艇が行動を開始いたしました。その目的は、北朝鮮側による不法行為の発生を防止し、合法的な偵察活動が円滑に行なわれるよう措置するにあり、今日の状況では、本事件がさらに拡大していくとは考えません。本件はわが國周辺地域で発生したことであり、政府は、日本を含む極東の平和と安全の見地から重大な関心を持っておりまして、米國政府とも本件に關し緊密な連絡を保つてゐる次第であります。

なお、日本海における米國艦艇の行動に關連する日本漁船の安全につきましては、政府はかねてから米側に対し、日本漁船の操業状況等を詳細に

通報し、その安全に配慮方を望んできておりますが、四月二十二日、外務省より米側に重ねて要望いたしておきました。(拍手)

國務大臣の演説(四月十五日の日本海における米機撃墜事件について)に對する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの発言に對して質疑の通告があります。順次これを許します。山田久就君。

〔山田久就君登壇〕

○山田久就君 私は、ただいまの外務大臣の演説に關連いたしまして、自由民主党を代表いたしまして、重要と認められる二、三の点について質問し、さらに政府の見解をただしておきたいと存する次第であります。(拍手)

去る四月十五日の平壤放送の伝えるところでは、北朝鮮側は、米大型偵察機一機を撃墜したと、及び同機は偵察のため北朝鮮北部の領空に深く米軍が浸透させるといふ重大な挑発行為を犯した旨を発表しておるのであります。しかしながら、米國政府は、確實な証拠に基づき、同偵察機は朝鮮海岸から四十海里以内には立ち入つておらない旨の保証を正式に日本政府に与えてゐるのであります。ちなみに、同偵察機は、時速約六百キロで、北朝鮮にあるミグ戦闘機の速力の三分の一程度の速さしか持つておらない、武裝もしていないし、かつ、領海外から十分偵察の目的を果たし得る性能を持ったものであると了解されてゐるのであります。以上の事実から考えてみますと、侵犯の事実があつたかどうか、また、この際の挑発者がいづれであつたかといふことは、ほとんど明らかであると思ふのであります。

また、外電の伝えるところによりますと、昨二十三日北朝鮮当局が発表した政府声明において、朝鮮の平和を維持するためには、外國軍隊はすべて朝鮮休戦協定に定められたとおり韓國から撤退すべきである、と述べて、あたかも韓國にある國連軍が休戦協定違反の行為を行なつてゐるかのときき聲明を行なつてゐるのであります。が、これは全く事実と相反してゐることに注目する必要がありますと思ふのであります。すなわち、一九五三年の朝鮮休戦協定の第四條によれば、朝鮮問題の平和的解決を確保するために、双方の軍司令官は、双方の政府に對して、休戦協定が署名されて効力を生じた後、三月以内、これらの國の政府がそれぞれ任命する代表からなる一そう恒久的な政治會議を開催して、すべての外國軍隊の朝鮮からの撤退、朝鮮問題の平和的解決その他の諸問題を、交渉において解決するよう勧告すると定められてゐることは、御承知のとおりであります。したがつて、翌五四年の六月にジュネーブで十六國の國連軍關係の各國政府代表と北朝鮮政府代表との間に會議が開催されたのであります。が、同會議において、北朝鮮側が主として二つの重要な問題点、すなわち、一つは、朝鮮における國連の權威と権限を絶対に認めようとしなかつたこと、また一つは、自由選挙を不可能にするような手段を固執して、國連監視下での自由選挙を拒否しておるのであります。自來、北朝鮮側がこの立場を固執してゐるために、平和的解決が不可能なまゝ今日に及んでゐることは、御承知のとおりであります。

昨今のわが國における外交論議を見ておりますと、いたずらに現象的な表面の動きにとらわれ、そのような問題が一体いかなる原因によつてつくり出されてゐるのであるかといふ、最も重要な問題点があまり客觀的に究明されないで、表面的にあらわれてゐる事柄だけものを判断しようとしたり、あるいは感情論やイデオロギーを主とした姿勢で結論だけが争われてゐるという、いわば外交論としては次元の低い論争が多きに過ぎるということは、きわめて遺憾なところであります。(拍手)

このたびの米機撃墜事件と關連して日本海の緊張が増大されてゐることは、ある程度事実であります。が、一体、この緊張状態といふものは、冷静に、かつ客觀的に評價してみても、どのような原因が作用してゐる、そして根本的な要因は何であるのか、この点が究明されることが一番大切な点でございます。まず、この点についての政府の判断がどのようなものであるか、總理の見解をお伺いしたいのであります。

問題の偵察行為に關してであります。が、あたかも、これが何か異常な行為であるかのとき前提に立つて非難をする者がありますが、現在の不安定な國際環境において、この種の行為は、遺憾ながら各國ともそれぞれ安全保障の必要上から通常行なつてゐる種類のものではあつて、しかも、現状ではやむを得ない自衛措置として容認されてゐる慣行なのであるといふこの事實を、まずよく承知しておかれる必要があると思ふのであります。

(拍手) この種の行為が領空の侵犯事件も、これまた時に起こつてゐるといふことも事実であります。しかし、そのような際でも、沿岸または領空國は、これに警告を発して退去を命ずるとともに、自後、平和的な外交手段により嚴重に侵犯國に對して抗議を行ない、將來これを繰り返させないよう、相手國の保証を求めるといふやり方が通常の國際慣例なのであります。(拍手) 強制的な航行を命ずるのは、通常の場合むしろ例外であり、いゝわんや無警告に攻撃を加へることは、たとえ侵犯があつた場合でも、全く國際慣例に反する異常な過剰防衛措置なのであります。このような慣例は、問題を正しく理解する上におきまして、十分承知しておく必要があると考えるのであります。

(拍手)

しかも、今回の事件が客觀情勢上むしろ公海上における不法行為である可能性を十分に示してゐるとき、相も変わらず、ある種の勢力は平和と勢力、また他の勢力は侵略勢力などと、動きのとれないイデオロギーに立脚した外交評價が依然として存在してゐるのであります。(拍手) 中ソがすで

に戦闘を交えるに至った現実のもとでは、全く意味をなさない見方であるにかかわらず、この種の非現実的な見解で国際外交を判断するものがいまなお存在しているのは、まことに遺憾であります。(拍手)国民が誤った判断を下さないよう、政府はこの際、必要な事実を、また緊張のより根本的な原因を、よく国民に示す必要があると思われるのであります。

特に、朝鮮半島の状況、とりわけ、北鮮が日本及び米国に向かってどのような言動を行ない、姿勢をとっているのか、その実情があまり国民に知られていないのであります。現在の緊張を生んでいる一つの大きな要因であると認められる事柄であるので、外務大臣より、ありのままの事実を具体的に御説明願いたいと思っております。

次に、偵察行為は、現国際情勢下においては、大体いずれの国も行なっていることはすでに指摘しました。現に、東側のソ連は、日本の周辺に対してはほとんど定期的な海、空とも偵察を実施しており、かつ、領域の侵犯もときどき起こっているようであり、また、米海岸でのソ連情報艦の領海侵犯も行なわれていると了解しているものであります。また、ソ連が現に行なっている実情をまず十分知っておく必要があると考えるのであります。(拍手)ソ連が現に行なっている偵察行為の現況及びソ連のわが領域への侵犯行為に対して、一体わが国はどのような外交上その他の措置をとっているか。また、ソ連がその他の外国、ことに米国などに対して実施している偵察行為の実情を防衛庁長官、また、領域侵犯に対してとった対ソ措置については外務大臣から、それぞれ、これは重要な参考事項と考えますので、御答弁をお願いしたいと思っております。(拍手)

私は、このたびの事件は、北鮮の挑発行為によるものであると認めるを得ない客観的な証左が大であるにもかかわらず、米国が直接報復措置などに訴えていないことを歓迎し、かつ評価をするものであります。がしかし、このたびの事件に

関連いたしましたとしてとられた米国の対応措置が、たとえ北鮮側の挑発に原因した自衛行動であったとしても、結果として極東の緊張を増大するようなことになっていくかどうか、これを判断する決定的な要因は、中国及びソ連が、一体このたびの事態に対して、はたしていかなる態度に出ているのであろうかという点を見る必要があると思っております。当該の国際紛争を重大視しなければならぬものと見るかどうかの判断は、なお国際関係の底流に根強く存在している米対ソ・中の対立がどれほど強く当該事件の中に反映しているかどうかによって左右されるのが、国際関係の実情なのであります。

そこで、中ソが一体このたびの事件及びその後の情勢に対してどのような反応を示しているか。私の承知する限りでは、きわめて慎重な態度をもつてこれに対処しておる、こういふふうに了解しているものであります。すでに申し述べたような観点からいいたしまして、この点はきわめて重要な問題点であると思われるので、政府の見るところを総理大臣あるいは外務大臣よりお伺いしたいと思っております。

最後に、この種の偵察行為やその護衛措置によつて日本が戦争に巻き込まれるのではないかと懸念が野党の一部から表明されておりますが、日米安全保障条約は、今日、世界最強の米国に日本防衛を義務づけているという点からいいたしましても、また、日本に武力侵略が加えられなければこの条約は発動されないという基本的な性格の条約であるという点からいいたしましても、現在考得る自衛のための手段といたしましては、最も現実的、かつ、効果的な安全保障の体制であるといふことは、少し違つた政治的意図で批判する共産圏の見解はしばらく別といたしまして、今日世界の外交的、軍事的常識である、こう断じて差しつかえないのであります。(拍手)

して国の安全問題についての均衡のとれた評価と判断とを誤らせるおそれがあります。日本海における緊張が関係者の自制と協力によりまして平穏化するのを切に希望するものであり、政府の外交的努力をあらためて要望する次第であります。が、いわゆる戦争巻き込まれ論に対しては、国民が自国の安全保障につき正しい理解を持つよう、さらに政府の善処を希望するものであり、以上につき、あらためてこの機会に総理の見解をお尋ねいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 山田君にお答えいたします。

最近の朝鮮半島における緊張の根本的原因は、北鮮の南北統一政策にあります。そうして、北鮮はこれを達成するため、平和的な手段によらず、昨年一月の大統領官邸襲撃事件及び十一月の東海岸上陸事件などに見られるごとく、大規模かつ半ば公然と武力挑発行為を行なっております。北鮮のゲリラ浸透工作の目的は、威力偵察と、韓国に対する擾乱、ゆきふりにあると見られますが、韓国の側の努力によつて、いずれもいままでのところ失敗に終わっております。

今回の米軍機撃墜事件は、このような北鮮の対韓工作の行き詰まりを打開するための方策として打ち出されたものと見方もありますが、いずれにしても、公海上で米軍機を撃墜し、多数の搭乗員を殺害する結果をもたらしたことは、きわめて遺憾であり、米軍護衛艦艦群の日本海出動となつたことは、まことに憂慮にたえないところであります。朝鮮民族が、分裂国家としてのその苦悩には同情を禁じ得ませんが、国際信義を踏みにじり、過激な手段で目的を達成しようとする北鮮の行為は、国際的にも非難されるべきものと思ひます。私は、今後事態の平和解決を心から念願することにも、平和が維持されるように、ほんとうにあらゆる努力をし、また維持されることを心から願う

ものであります。

次に、ソ連は、事件発生後、米国の要請にこたえて直ちに救助活動に協力いたしました。ニクソン大統領も、十八日の記者会見で、ソ連に対する感謝の意を表明しております。また、ニクソン大統領は、ソ連が北鮮の今回の攻撃を知らなかつたらしいという点を指摘し、北鮮の行動は予測がむづかしいと同時に、ソ連や中共のコントロールが全きかたないのではないかと、かような推測も述べております。中共は、昨日になって、本件に關し簡単にこの事件を報道していますが、本件に關し簡単にこの事件を報道しては、プエブロ事件の直後、北鮮の立場を支持する旨の政府声明を発表したことと考えると、かなりのニュアンスの差が感じられないでもありません。平和を願うわが国は、先ほど外務大臣が説明いたしましたとおり、この事件につきまして、各国が平穏に、冷静にこの問題に対処しておる、このことを心から実は歓迎しておるような次第であります。

最後に、山田君が御指摘のとおり、この安保条約は、戦争に巻き込まれないために日本が選んだ道であります。日米安保条約によつて、わが国は自衛力を持つておりますが、その足らないところは米国の援助を受けるという考え方で安全保障条約ができたのであります。また、米国の兵力につきましていろいろの批判をされる方がありますが、米岡自身、故ケネディ大統領がこの点に關して申しましたように、米国の軍備はいかなる場合においても第一撃のために使われない、これは弱さの告白ではなく、力の表明であり、米国の国家的伝統であると述べています。これはきわめて重みのあることばであります。日米安保体制は戦争を抑止するためのものであり、これを堅持することこそ、激動する世界情勢にあつてわが国の安全を確保する最善の手段である。この道を国民が選択したといふことは、さすがにわが国民賢明なり、かように私は信ずるものであります。(拍手)

昭和四十四年四月二十四日 衆議院會議録第三十一号

四月十五日の日米海における米機墜落事件についての演説に對する八木昇君の質疑

八〇〇

つは、わが国に、現に外国の偵察機等による偵察が行なわれているかどうか、また、それに対していかなる措置をとっておるか、こゝう御趣旨であるかと存じます。

わが国といたしましては、ソ連機等によりまして、わが国の周辺の偵察が行なわれているという事実は相当ございします。その詳細は、委員会等で御質疑に答えることといたしたいと思ひますが、その中で、ソ連機がわが国の領空侵犯を行なつたと認められる事件もございします。たとえば、昭和四十二年八月十九日、ソ連機によりまして北海道の礼文島上空に侵入されたと認められる事案がございしますが、これに對しましては、当時、わが国政府は、ソ連政府に對し直ちに抗議を表明した、かような事実がございします。

御質問の第二点は、ソ連あるいは中共等のこの事件に對する反応ということでございますが、ただいま總理からも御答弁がございしたから、私は、新聞、放送等にあらわれた反響ともいふべきことを、きわめて簡単に申し上げます。

まず、ソ連の各紙は、事件につきまして、米軍機が北朝鮮領空を侵犯したという北朝鮮側の報道を掲載しておりますほかは、特に米側の行動を直接強く非難する論評、報道は、その直後には行なわれておりませんが、二十二日のモスクワ放送になりました。米國を批判する論評があらわれております。中共側は、最初は反応があらわれませんでした。二十二日朝の放送等に至りまして、米偵察機が北朝鮮領空に侵入して墜落したと述べましたが、北朝鮮の態度に對する支持も、稱賛も表明しておりません。この放送は、ソ連の搜索、救助活動に對する対米協力ぶりを詳細に述べて、そして、これを米ソが結託したという、やゆ的な問題として非難するような口調が重点となつたやうに承知いたしております。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣有田喜一君登壇〕

○國務大臣(有田喜一君) 日本周辺に行なわれて

おる各種の偵察行動の現状及びソ連が海外で行なつておる偵察行動の実情についてのお尋ねでございますが、日本周辺海域におきましては、絶えず何らかの形で、偵察行動が行なわれている模様であります。特に宗谷、津軽、対馬の三海峡をはじめ日本沿岸の各海域におきまして、情報収集船等各種のソ連艦艇が絶えず遊弋しております。演習等に従事しておるわが自衛艦にソ連艦隊が近接してこれを追尾する事例等がしばしばあります。また、ソ連偵察機が太平洋沿岸を南下して、三陸沿岸または関東沖合いに達する、いわゆる東京急行、あるいは日本海沿岸を南下して、対馬海峡付近に達した後反転したり、また、そのまゝ日本周辺を一周するなど各種の経路によつて、明らかに偵察のためと思われる特殊な行動があるのであります。これら日本周辺における偵察行動のほか、ソ連は偵察のための艦艇、航空機を相当数保有しております。世界各地で偵察及び情報収集活動に従事しておる模様でございます。たとえば、グアム島周辺、トンキン湾等では、常に情報収集艦が遊弋しており、またインド洋、地中海方面においても情報収集艦が行動しておる模様であります。そのほか、アラスカ、カナダ等北米沿岸に至る北太平洋方面においても航空機による偵察行動の実例が認められておる、かようにいわれております。

(拍手)

○議長(石井光次郎君) 八木昇君。

〔八木昇君登壇〕

○八木昇君 私は、日本社会党を代表いたしました。政府に對し、日本海における軍事的緊張に關する質問を行なわんとするものでございします。

(拍手)

佐藤總理は、去る十七日の衆議院本會議におきまして、わが荒戸議員の質問に對し、米偵察機は終始公海上を行動していたと言つており、北朝鮮がいきなりこれを墜落したことは、國際的にも

非難されるべきものと考えられると述べ、朝鮮民主主義人民共和國側を非難したのであります。これは全く一方的にアメリカ側の言い分を認めたアメリカ追従の態度といわなくてはなりません。(拍手)はたして、われわれ日本國民は、アメリカの言い分をそのまま信じてよいものでございましょうか。

今回の事件が起つた直後の四月十六日、アメリカの有名な上院外交委員長でありますところのフルブライト氏は、私自身が調査に当たつたトンキン湾事件以来、國防總省の発表の一部に私はきわめて懷疑的になつておると、記者団に發表したのであります。これは一体何を物語るものでございましょうか。また、昨年八月のプエブロ号事件に際しまして、プエブロの艦長以下全乗組員が領海侵犯の事実を認めたばかりではなく、昨年十二月二十三日であります、國連代表ウッドワード少將がこの事実を認めたところの文書に署名をいたしましたことは、皆さんよく御存じのところでありまして、(拍手)その署名文書の内容を申し上げたいと思つておりますが、その第一項には、プエブロ乗組員組員の領海侵犯の自供に信頼性があることを認めるとなつておるのであります。第二項目に何が書いてあるかといふと、米國が領海を侵犯し、偵察行為をなしたことを認めると書いてあるのであります。第三項には、米國が謝罪すると書いてあるのであります。第四項には、米國は再び北朝鮮の領海侵犯をしないとなつておるのであります。このような文書に國連代表が署名をしておるのであります。

また、日本政府のつた態度について申し上げます。

あの事件が発生いたしました直後、日本政府は、いち早くアメリカの言い分に追従をいたしましたのであります。後にこれが問題になりまして、皆さんもまだよく覚えておられるはずであります。

そこで、私は佐藤總理にお伺いをいたしたいのであります。

過去の事実にも照らしましても、今回の事件について、政府は、アメリカ側の言い分を一方的に信じてよいのかどうかということでありまして、もし、總理がアメリカ側の言い分を正當だと信じておるといふのなら、そのことを真に客觀的に認め得るところの事実を、しかも具体的に國民の前に明らかにする責任がある。(拍手)そのことなくして、先般米のあのような答弁をするのは、まことに無責任である。この点について總理の答弁を願ひたいと思つております。

私の質問の第二点は、日本にありまして、アメリカ軍基地が、アメリカ軍による北朝鮮に對する偵察活動、スパイ活動に常時かつ直接的に使われており、政府は、このようなことが日本にとつても必要であると言つておるのであります。日本にとつて何のために必要なのであります。日本にとつて何のためにその必要があるのか、この点を伺ひたいのであります。

外国に對する武力による威嚇や武力の行使は、どんな場合でもこれを禁じておるのがわが日本國憲法であります。百歩譲りまして、日米安保条約を肯定するといつたとしても、この条約すらも、いまのような武力による威嚇等を禁じておるじゃありませんか。すなわち、安保条約第一條は、「締約國は、國際連合憲章に定めるところに従ひ、それぞれが關係することのある國際紛争を平和的手段によつて國際の平和及び安全並びに正義を危うくしないよう解決し、並びにそれぞれの國際關係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる國の領土保全又は政治的獨立に對するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも、これを約束する。」と書いてあるのであります。在日アメリカ軍が、ある特定國に對しまして常時スパイ活動をや、挑発行為をやる、そればかりではなくて、さらには戰闘行為を予想しての護衛つきのスパイ機

私の質問の第三点は、日本海における漁船の安全操業確保に関するものであります。

昭和四十四年四月二十四日 衆議院会議録第三十一号 四月十五日の日本海における米機撃墜事件についての演説に対する八木昇君の質疑

申すまでもなく、今日、韓国、沖縄はもちろんでありますが、日本本土のアメリカ軍は、すべて緊急非常体制に入っております。大艦隊の出動というアメリカの今回のこの大げさな行動は、まあ見ようによりましては、チンドン屋並みのこっけい千万な姿であります。しかし、彼らが超近代的な殺戮兵器を携えまして踊り狂っておりますということは、おそるべきであります。現に、北朝鮮側の昨日の声明によりますと、このようなアメリカ側の大がかりな挑発に対して強く警告をいたしますとともに、侵略者の報復には報復を、全面戦争には全面戦争でこたえとまで述べておることは、けさの朝刊でおわかりのとおりであります。戦争は思わざるできことが発火点となって始まるということは、過去の歴史がこれを物語っておりますのであります。今回に限り、紛争が拡大することは

絶対でない、日本が戦火に見舞われるということ
はあり得ないという保証が、一体どこにあるので
ありますか。あるというならば、その根拠を示して
もらいたいのであります。そして、万一の事態と
なった場合、総理は一体——もし万一の事態が起
こった場合に、総理は一体一億全国民に対しまし
てどういう責任をとろうというのでありますか。
(拍手、発言する者あり)

最後に申し上げたいのでございますが、そもそも今回の緊急状態は、北朝鮮が米機を撃墜したから始まったというものではないのであります。プエブロ問題が片づきましてから本年三月初旬までは、御承知かと思えまするが、三十八度線を含めまして朝鮮の情勢は全く平穩であつたのであります。三月中旬に至りまして、有名なフォーカス・レナ作戦なる米韓合同大空輸作戦が行なわれたのであります。続いて、北鮮全面攻撃を想定

また、今回の事件を見まして、私は、アメリカの大國主義的な横暴といいますが、これをいまださらのように見せつけられた気がするのであります。先年黒いジェット機、U2機事件が問題となつたのであります。その際アメリカは、ソ連に対しては二度とこのようなことはいたしませんと約束をしまして、現に、今日これをやつておらないのであります。しかるに、北鮮に対しては、プエブロ事件の際の約束を無視して、今日理不尽などうかつ行為をあえてしてゐる。おまけに、日本政府もまたU2機事件の際は、アメリカに対して申し入れをしたでしょう。U2機の厚木からの引き揚げを要求いたしましたして、さっそく厚木からU2機は引き揚げたのであります。

このようなことについて、私のみならず多くの国民は、今日政府がとっておる態度に対し不信の念を持っておるに違ひございません。（拍手）これらの事実を総理はこの際じっくりとお考えをいただきたい。そうして、真に日本とアジアの平和を守るために、総理は、日本がアメリカ・スパイ機の基地となり、さらにはまた、これが護衛艦艇の基地となるということを拒否すべきであります。断固として断わるべきであります。この立場に立って、総理はアメリカに対し強く申し入れるのが当然の責務であると考えるのであります。が、はたしてその意思がないかどうか、私は、最後にこのことをお伺いいたしまして、質問を終わるものであります。（拍手）

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣（佐藤榮作君） 八木君にお答えいたします。

い。いきなり撃墜する、かようなことはござい
ません。ニクソン大統領が記者会見で述べたところ
によれば、北鮮に撃墜された米軍偵察機は、米側
のレーダーのみならず、北鮮のレーダーもこれを
とらえており、また、ソ連のレーダーもキャッチ
していたことが判明しております。これらのレー
ダーでキャッチしたところから、領空は侵犯せ
られ、終始公海上を飛行していたということについ
て、不確実な点は全くなかったとされております
。オズボーン駐日臨時代理大使は、四月十六日
知外務大臣に対し、このことを米側の公式な言
明として申し伝えてきております。御承知のよう
に、その後、遭難機の機体の破片や搭乗員の遺体
が発見された状況から見て、米軍機が公海上を飛
していたことは明らかであり、政府が、米側の

い分を一方的に聞いて、これに対する見解を明らかにしたものでないことは御理解いただけると思います。(拍手)

また、今回の事件で、ソ連の果たした役割割りにいて注目しなければなりません。ソ連は、事件生後、米国の要請にこたえて直ちに捜索活動に力しており、ニクソン大統領も十八日の記者会で、ソ連に対して感謝の意を表明しております。

中共もまたプエブロ事件のときは反応が異っており、これまでどころ、事実の簡単な報を行なっているのみであって、前回とはかなりの受け取り方にニュアンスの相違が感じられます。

フルブライト米上院外交委員長の発言を引用しましたが、そこがわが国と同様、言論の自由とよ自由主義国の特徴であって、私はニクソ

昭和四十四年四月二十四日 衆議院會議録第三十一号

四月十五日の日本海における米機墜落事件についての演説に対する八木昇君の質疑 四月十五日の日本海における米機墜落事件についての演説に対する竹本孫一君の質疑

八〇二

ン大統領の公式発言を信用いたしますが、フルブライト外交委員長は、その意味において公式発言ではない、そこに差のあることを申し上げておきます。せっかく引用なさるなら、責任者の説明を引用なさるほうが正しいのではないかと思います。(拍手)

次に、偵察機による公海上の偵察行動は、世界各国ともこれを行っており、そのこと自体を非難することは当たらないと思います。ことに、北朝鮮がその政策に基づいて武力挑発、ゲリラの浸透など、対韓工作を積極化して、朝鮮半島付近の緊張が激化しているやさきでもあり、アジアの平和と安定に大きな責任を果たしている米軍としては、紛争防止のための一環として必要な偵察活動を行なっているものと私は考えます。

また、米艦艇群が日本海に集結し、偵察活動に護衛の戦闘機をつけるという措置は、北朝鮮の不法行為の再発を防止するという観点からとられたものであり、戦争の抑止機能を果たすことがそのねらいであると考えられます。したがって、これを武力による威嚇または武力行使としてとらえ、安保条約違反と見るべきではありません。どうか社会党の方も、もっと大所高所からよく事態のあり方を見ていただきたいと思います。(拍手)

公海上の偵察活動は、戦闘作戦行動でありませんから、事前協議の対象とはなりません。今回の事件発生以来、米側はわがほうに對し緊密な連絡をとってきており、護衛つき偵察活動の決定につきましても、直ちに連絡してきております。その

ように、安保条約第四条をあらためて援用するまでもなく、いわゆる臨時協議が緊密に行なわれております。米側は、日本の国民感情を考慮して、日本からは偵察機を護衛するための飛行機の発進は行なわない、かような方針であります。また、さらに護衛戦闘機が日本から発進することがありまして、これは偵察活動に対する不法行為の発生を防止するためのものであり、その発進自体は(発言する者あり)ここが大事なところで、戦

闘作戦行動として行なわれるものではありません。前、事前協議の対象にはなりません。(拍手)このぐらゐのことは、条文をお読みなら、必ず御理解がいくことだと思います。

次に、日本海漁民の安全確保は、御指示になりましたとおり、わが国にとりましてきわめて重大な事があります。政府は、昨年一月以来、プエブロ号事件の際も、アメリカ側に対し、米海軍当局が日本漁民の安全確保確保のため留意するよう申し入れましたが、さらに、年間を通じての日本海における各種漁業の操業状況に関する資料を米側に提示して、その配慮を求めています。今回の米艦隊の日本海における行動につきましても、すでに米側に対し、漁民の安全確保に十分な配慮を行なうことを要望いたしました。

アメリカ艦隊の即時引き揚げを要求せよとのお話であります。政府としては、当面、冷静に事態の推移を見守る方針であり、国民各位におかれ

ても、国際政治のきびしい現実をしつかりと認識し、冷静に見守るよう、特にお願いをいたします。

なお、漁業家に対して申し上げますが、この日本海におきまして、アメリカ海軍の行動等から特に損失をこうむられた、こういう場合におきましては、政府はそれに対して最善の措置をとる、そのことをはっきりこの機会に申し添えておきます。(拍手)

申すまでもなく、世界、特にアジアの平和なくしてはわが国の平和と繁栄はあり得ないのでありますから、緊張緩和のため、わが国が最大の努力を傾けるのは当然のことです。しかし、今回の事件によって、われわれは国際政治のきびしさをますますと見せつけられました。このように激動する世界の中にあつてわが国が平和を保ち、繁栄を達成しているのは、日米安保体制によるところがきわめて大であり、この点、国民各位にもよりよく御理解いただけたかと思ひます。(拍手)

八木君は、アメリカが挑発行為をして、それによつてわが国が戦争に巻き込まれると言われますが、北朝鮮の不法行為に對するアメリカ戦力の展開は明らかに大きな戦争抑止力であり、公海上における米軍と北朝鮮との戦闘が発生するとは、私は考えておりません。これによつてわが国が、起こらない戦争に巻き込まれるなどというような事態は決してあり得ないのでありますから、御安心をしていただきたいと思います。(拍手) 政府

は、事件がこれ以上拡大せず、平和裏に解決されるよう、米政府に対して、冷静かつ慎重に対処するよう申し入れております。この機会に、北朝鮮におきましても、どうか今後アメリカの態度に必ずやうな姿勢を示されまして、平和を維持することに御協力願ひたいと思ひます。

なおまた、私がかように申しておるが、もしも万一戦争が起きたらどうだ、佐藤の責任はどうするんだ、こういうお話であります。私は、日本の総理といたしまして、また日本の政界として、戦争が起らないことをみんな考えておるんだと思ひます。私自身が追及される、さような状態です。事情が済むものではありません。社会党の方も真に心から平和を願つておられる。佐藤一人の責任としてさような言動をなさらないで、佐藤もしっかりと、平和を維持しよう、おれたちも協力する、なぜさように言われぬか。(拍手)その点、私はまことに遺憾に思ひ次第であります。お答えいたします。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 竹本孫一君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔竹本孫一君登壇〕

○竹本孫一君 私は、民主社会党を代表いたしまして、先般の米偵察機墜落事件並びに今回の護衛つき偵察飛行の続行等、日本海における一連の緊張激化の事件について質問を行なわんとするものであります。(拍手)

質問の第一点は、朝鮮半島における一連の事件に対する政府の基本的な考え方についてであります。

日本の安全にとって朝鮮半島の動向を無視することができないことは、歴史的に見ても確かなこととあります。また、ベトナム以後は朝鮮半島だということも、軍事専門家の一般的見通しとなっております。

そこで伺いたい点は、政府が現在の朝鮮半島の動向をどのように見通していられるかという点であります。プエブロ事件、武装スパイ侵入事件、最近の米韓の合同大演習、そして今回の事件等、相次ぐ一連の緊張の高まりの動向とその原因を、政府はどのように考えておられるのか、また同時に、それが日本の安全にとってどういう影響を与えるものかと考えておられるのか、具体的に伺いたいのであります。われわれは、いたずらにアメリカを神聖視したり、また北朝鮮を神聖視したりすることなくして、あくまでも民族の自主性の上に立って、冷静に事態を見守るべきであると思うのであります。

質問の第二点は、今回の事件に対するアメリカ政府の措置についてであります。

去る十八日のニクソン大統領による護衛つき偵察飛行の続行決定は、若干の国内事情があるにせよ、緊張をさらにエスカレートするものであります。またことに遺憾であります。一体アメリカは、この際、二十数隻の軍艦や数百機の飛行機で無

理押しに偵察飛行を強行しなければならない積極的、具体的理由がどこにあるのでありましょうか。(拍手) 偵察の対象となるべき船も飛行機も、いまやその辺にはないであります。これは結果において、アメリカが北朝鮮にほんろうされた結果になるのではないか、世界のもの笑いになりかねないものであります。われわれは、アメリカを敵視する立場ではなく、誠実なる友人としての立場において、この際、アメリカのこの力の政策の強行がなされないよう、強くその停止を要求すべきであると思うのであります。(拍手) 政府のこれについての見解並びに具体的措置を伺いたしたいと思います。

質問の第三点は、今回の一連の緊張の高まりと、わが国の安全についてであります。

今回の事件に対しまして、政府は、基本的に米国のよる偵察の必要性を弁護せられておりますけれども、われわれから見ますならば、今日のアジアの情勢が、言われるごとく険悪化しておるものとは思われません。アメリカが、もし、朝鮮半島の緊張あるいは中国の脅威といったように、緊張を誇大視して、これに戦艦ニミッツやジョージ派遣等に見られるごとく、力をもって対決せんとするならば、北朝鮮もまた力でこれにこたえるでありましょう。かくて、北朝鮮の過剰防衛とアメリカの過剰防衛の衝突が、あるいは戦争になりはしないかというのをわれわれ日本人は心配いたしておりますのであります。(拍手) わが国は、アジアの緊張

を激化させるという方向ではなくて、その緩和につとめ、行く行くはアメリカと共産圏諸国とのかけ橋にこそなるべきであると確信いたしますが、政府の考えを伺いたしたのであります。

また、政府は、日本の安全のためにアメリカの偵察飛行が必要だと言っておられますけれども、一体自衛隊自体の偵察能力は今日どうなっておるのか、伺いたしたのであります。本年度四千八百三十八億円ものたくさんのお金が防衛費として計上されておりますけれども、自衛隊の偵察能力というのは本来ゼロであるのか、それともどれだけのものを具体的に伺いたしたのであります。

さらにお伺いしたい点は、日本海漁業についてであります。

今回の事件によりまして、おそらくは全体の三割ぐらいの日本海での漁業が大きな危機に見舞われるであります。政府は、この約六百隻にのぼる漁船並びに漁業権の保護についてどのような措置をとられたか、先ほども若干の御説明がございましたが、特にこれからまたとられようとしておるのか、伺いたしたのであります。

さらに私は、この際これに関連をいたしまして、およそ日本の海上輸送は総量においてどの程度のものであり、数年内にどのくらいになるものと政府は見通しておられるかを伺いたい。これに関連しまして、商船隊の護衛というものは現在どの程度可能であるか、何%可能であるかを具体的に

に承りたいのであります。さらにまた、この重大な海上輸送の護衛の問題について、日本自体において、また日米協議の中において、どういふふうに従来取り組まれてきておるかを関係大臣に伺いたしたのであります。

質問の第四点は、事前協議の問題であります。米国第七十一機動部隊の寄港受け入れについて伺いたいと思います。一体、配置と寄港とは、どの点にどういふ相違があると政府は御解釈でございましょうか。私は、以下八項目について具体的に伺いますので、御答弁も具体的にお願いをいたしたいと思います。

一、機動部隊はハワイに本拠のある限り、いかなる場合においても、日本への配置ということにはならないのであるかどうか。一体本拠とは何であるか、司令部とはいかなるものであるか、伺いたしたのであります。

二、何回も反復寄港する場合という、その何回ということを示していただきたい。また、寄港という概念の中には、どのくらい寄港しておるかという期間の概念は入っておるか、入っていないのか伺いたい。

三番目、一機動部隊の海上部隊も、個々ばらばらに入ってきたならば、その場合は事前協議の対象にならないというお考えであるか承りたい。四番目、日本に寄港する前に戦闘行動が行なわれる、またそのあとに、寄港後に戦闘行動が予想されるという場合でも、入ってくるべきの当面の

昭和四十四年四月二十四日 衆議院会議録第三十一号 四月十五日の日本海における米機撃墜事件についての演説に対する竹本孫一君の質疑

八〇四

目的が補給と休養であるならば、事前協議の対象にならないというお考えであるか。また補給とか休養、修理といった問題は、それ自体が戦闘力の強化につながるものでありまして、相手国からは攻撃される危険があると思いますけれども、その点については、政府はどういうお考えであるか。

次に五番目、現在、わが国における米軍の偵察機は何機あって、その性能はどういうものであるかも伺いたい。

六番目、偵察機のために日本から出ていく船や飛行機は、万一の場合、戦闘行動に入るといことも予想されますが、先ほども御答弁ございましたけれども、それでも事前協議の対象には絶対にならないものであるかどうか。あるいは戦闘行動に入るであろうという場合は、いわば未必の故意といったような形で、これは事前協議の対象にすべきではないかと思いますが、いかがでございますか。

また、それらの船や飛行機が戦場から追跡されて、敵機とともにわが国に入ってきた場合、安保条約第五条との関係はどうなるのか。具体的に第五条の発動の有無並びにその段階的方法を承りたいのであります。

八番目、また将来、交戦中の米軍機を助けるために米軍機がわが国から緊急発進をする場合は、事前協議は、第一、時間的に間に合うと考えられますか。第二、その場合に、政治的に拒否ができませんかと考えられますか。第三に、事前協議でわが国

がノーと言った場合には、アメリカはそれを尊重するということに岸・アイク共同コミュニケはなっておりますけれども、このコミュニケには法的拘束力ありとお考えでございますか。われわれは、事前協議が空洞化しないように、政府の厳正なる態度を求めたいと思うのであります。(拍手)

質問の第五点は、極東条項にかかわる在日米軍並びに同基地についてであります。

私は、沖縄問題について言われた総理の二つのことばが、今日では、そのままわが国の基地問題にいわれることばではないかと思うのであります。つまり、基地公害として騒がれ、また、目の前の船や飛行機を見ながら、場合によっては戦争に巻き込まれる不安があるのではないかとということ、恐怖の中で悩み抜いております日本人と無関係に巨然として存在する基地問題は、それが撤去されなければわが国の戦後は終わらないのであります。またそれは、いまや単なる政治課題にとどまらず、人間尊重を説かれる佐藤政権下のヒューマニズムの重大問題であると確信いたしますが、総理のお考えはいかがでありますか。

最後、総理の対米姿勢について、特に強い姿勢を要望したいと思うのであります。

ある人は、日米関係を分かちまして三つの段階にいたしております。

米軍の占領下、彼らが自由に富士山の美しさと日本の芸者ガールの美をたたえた情緒的段階、エモーションナルの段階というのがその一であります。言うまでもなく、安保条約はこの第一の段階の所産であります。

第二の段階は経済段階であります。この経済段階は、しかしながら、昨年、日本のアメリカへの輸出が四十億九千一百万ドル、輸入は三十五億二千八百万ドル、差し引き五億六千三百万ドルの輸出超過を見るに及んで、一応終わりました。

第三の段階は、今年から、すなわち沖縄、安保の政治段階であります。この政治段階で最も必要なるものは、日本民族一億の悲願の上に立つて国民とともに進み、国民とともに要求する政治的勇氣であります。

世界情勢は複雑であり、対米交渉もまた困難であることはわかりますが、断じて行なえば鬼神もこれを避くと申します。佐藤総理の真の勇氣と御英断を強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

かかる見地から、われわれ民社党は、七〇年の日米安保再検討機会に、御承知のように、米軍の常時駐留と基地を原則としてなくする方向において安保条約の改定をすべきであるということ

を主張いたしております。政府も最近の動きを考えられて、このわれわれの見解をいかにお考えであるかを伺いたしたのであります。

「内閣総理大臣(佐藤榮作君) 竹本君にお答えいたします。先ほど来の答弁と重複をいたしますが、この点は大事なことでありますから、また同

じことを申し上げますが、お許しを得たいと思っております。

朝鮮半島の緊張の原因は、北朝鮮の統一政策にあるといっても過言ではないと思っております。北朝鮮は、この政策に基づいて対韓工作を積極化しております、休戦ラインでの武力挑発、ゲリラスパイの韓国内への浸透など、韓国に対する擾乱ゆきぶり工作を続けております。さきのプエブロ号事件とい、今回の米偵察機撃墜事件とい、このような情勢を背景にして起こったものであることは疑いありません。北朝鮮が、当面、休戦ラインに対し全面的進攻を試みる可能性は少ないものと見られますが、いつ、現在の対韓強硬路線を変更するさざしめ認められず、今後ともあらゆる手段による働きかけが続くものと思われまます。ニクソン大統領が記者会見で指摘しているとおり、北朝鮮の行動は予測がむずかしく、ソ連や中共のコントロールが及ばないのではないかと推測も行なわれております。

いずれにしても、朝鮮半島に緊張が存在することとは否定できないところであり、わが国としては、米国の自重を求めつつ、冷静に事態の推移を見きわめるべきであると考えております。この点について、北朝鮮側も、米国の態度に対応することを私どもは希望するものであります。

さきにもお答えしたとおり、公海上における偵察活動は、各国ともそれぞれ行なっており、米国のだけが特異な行動をしているわけではありませ

ん。したがって、北朝鮮側の今回の公海上における不法行為に照らし、米側が偵察機に護衛をつけることは、このような不法行為の再発を防止するためのやむを得ない措置であると考えます。政府としては、米側にただいまその中止を申し出るような考え方は持っておりません。

次に、わが国がアジアの緊張緩和に努力すること、米軍の偵察行動を是認することは、決して矛盾するものではありません。日米安保条約によつて、米国はわが国を防衛する義務を負つており、これに対しわが国は、米軍に基地並びに施設を提供する義務があります。この条約の相互関係及び安保条約の果たしている戦争抑止機能から見て、日本が米軍の偵察行動を是認するのは当然のことです。しかし、国際間の緊張緩和、特にアジアの緊張を緩和することは、わが国の利益を追求するという観点から見ても大事なことであり、あらゆる努力を尽くさなければならぬことは当然であります。だからこそ、今回の事件発生直後、政府は友好国たる米国に対し、この事件をあくまで平和的に処理されることを希望する旨伝えるとともに、その自重を促したゆえんであります。

次に、項目をあげていろいろ個別的にお尋ねがございましたが、その詳細は後ほど外務大臣がお答えすると思つて、私からも、事前協議について少しお答えしてみたいと思つています。竹本君は、米空軍と北朝鮮空軍との武力衝突を

想定して、安保条約との関係をあれこれと質問されましたが、安保条約の第五条は、わが国の領域に武力攻撃が加えられた場合のことを定めたものであることを、まず申し上げたいと思つています。米軍機が日本領内まで追跡された場合、第五条の関係はどうなるかとお尋ねですが、そのようにならぬように、偵察機に護衛をつけるというのが今回の米側の措置であります。万が一わが国の領空が侵犯された場合は、国際慣行に照らし、まず警告を発し、退去を求めるべきものと考えます。また、公海上で偵察に従事している外国軍用機を撃墜することは不法行為であります。さらに、このようにして米軍機が公海上で正当防衛のため武力を交えたとしても、安保条約第五条の発動要因とはならないのであります。

さらに、在日米軍のスクランブルについて事前協議との関連を聞かれましたが、御承知のように、米国は、今回の護衛戦闘機の発進は在日米軍基地からは行なわぬ方針を明らかにしておりますので、今回の事件との関連で事前協議の必要が生ずることは考えません。

次に、在日米軍基地は、既定の方針に従つて逐次整理統合することになっており、特にこの方針に変化はありません。

また、沖縄問題につきましてもお尋ねがございましたが、今日までのところ、政府の方針で特に変わった点がございませんので、いままでの説明で省略させていただきます。

なお、この交渉に当たる態度としての竹本君の御指摘、国民の悲願にこたえろ、その態度で臨めというこの点につきましては、私もありがたく御忠言を聞いておきます。

安保改定の問題にしろ、沖縄問題にしろ、必ずしも民社党と中身が同一だとは思いません。ことに、安保改定について再検討して基地その他のあり方について大改正をしろというお話につきましては、私は反対であります。現在の安全保障体制を堅持する、こういうことでございまして、この方針を貫くつもりでございしますので、この点は何とぞ御了承を得たいと思つています。

米軍の戦闘機が偵察機を護衛するため日本の基地から発進したとしても、これは戦闘作戦行動ではありませんから、いわゆる事前協議の対象とはならない、このことはおわかりだと思つています。

以上お答えいたしましたので、その他の項目につきましては外務大臣から……。〔拍手〕

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○国務大臣(愛知揆一君) なるべく簡単にお答え申し上げます。

安保条約、交換公文あるいはこれに盛り込まれた事前協議等に関する了解事項、一連の体系のありますことは御承知のとおりでございますが、まず第一点の、ハワイに本部がある機動部隊が、いろいろの場合に日本海から日本に寄港した場合はどうなるかということでございますが、いま申しました一連の体系におきまして、これは日本国への

合衆国軍隊の配置という事前協議の対象になるかならないかということで律すべきものでございませう。機動艦隊等が日本の一つの港をたとえは根拠地にいたしまして、全艦隊が常にこれを根拠として集結をし、恒久的に活動するという場合ならば日本国への配置になりますけれども、それ以外の場合には配置の変更になりませんから、事前協議の対象にはなりません。

すなわち、ただいまお尋ねの第二の点、何回も反復入港してもそうか、あるいは第三に、寄港には期間の概念があるか、こういう点を含めてお答えいたしますと、これは、回数とかあるいは寄港の日数が何日になるかという問題ではなくて、これは配置の変更になるかならないかということから律すべきものでございまして、こういう点につきましては、いまおあげになりましたような点は事前協議の対象にならない、あるいは寄港の期間については、これはこの際としての基準に該当するものとして律すべきものではない、こういうふうに考えます。

第四点は、入つてくるときは補給が目的だが、出ていくときはほかの目的の場合はどうか。しかし、これは入つてくるときは補給等のための寄港でございますから、これは、ただいま申しましたとおり、事前協議の対象にはなりません。

第五点、米軍の偵察機が在日米軍基地に何機あるか。これは、防衛庁長官からお答えいたしましたほうが適當かと思つて、今回問題になりました

昭和四十四年四月二十四日 衆議院會議録第三十一号

四月十五日の日本海における米機撃墜事件についての演説に對する渡部一郎君の質疑

四月十五日の日本海にお

八〇六

たような偵察機は、現在四機あると私は承知いたしております。

それから第六点。万一の場合、日本から発進いたした飛行機その他が、その後の状況によつて戦闘行動に入つた場合は、これは出撃行動になるのか、どうなるのか、こういうお尋ねでございますが、偵察を護衛するといふ、正常な偵察の護衛のための目的をもつて発進する場合におきましては、これは直接の出撃行動ではございませんから、事前協議の対象にはなりません。

なお、事実問題を申し上げますけれども、冒頭に御説明いたしましたように、護衛のための戦闘機が日本の基地から発進することはないということに相なっております。

それから第七点。追跡された場合、第五条といかなる関係にあるかといふことは、ただいま総理大臣からきわめて明確にお答えがございましたから、省略いたします。

第八点。岸・アイク共同コミュニケは法的性格があるかどうかというお尋ねでございましたが、これは先ほども申しましたように、安保条約は、条約を自身、国会の御承認を得た交換公文、それから両国政府間の共同コミュニケ、さらに了解事項、一連の体系をなすものでございますから、条約論的に見れば法的効果はございませんけれども、全体を見ての政治的効果というものは大いにあるもの、かように考えてよろしいかと思ひます。

以上、きわめて簡単でございますが、お答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣(有田喜一君)〕

○国務大臣(有田喜一君) 在日米軍の偵察機の機種とか機数とか性能等についてのお尋ねでございますが、在日米軍の偵察機は、海軍所屬のものと空軍所屬のものとがございまして、海軍所屬の偵察機としては、厚木基地所在の電子偵察飛行隊に所屬してあるEC121と、EAB3B、これらが約十数機ございます。また、在日空軍の偵察機としては、横田基地にありまして、この航空団に所屬してあるRC130及びB57、これらが十機前後ございます。なお、板付基地にございました第五空軍所屬の偵察機RF101、これを御承知のとおり一昨日本国に歸つたのでありますが、まだ偵察機EB66というのが四機ございます。これも近いうちに本国へ引き揚げるようになっております。

なお、わが国の商船隊に對する護衛力といひますか、いわゆるコンボイにどの程度の力があるか、また、アメリカとの取りきめがどういふようになつておるか、こういうお尋ねでございましたが、わが自衛隊は商船隊に對する護衛の任務はございまして、また日本の海域の周辺と近海の一部だけであります。遺憾ながら遠いところではアメリカに期待しておる次第であります。しかしながら、どういふ取りきめをやつておるかといふことは、平素互いに意思の疎通をはかりまして、

有事の際には所要の調整が行なわれて、十分事態に對処できる、こういうふうになつておるのでございます。御承知のとおり、わが国は海外資源、現在、ことに原油及び鉄鉱石その他いろいろな資源を外国に仰がなくてはならぬ。したがひまして、海国日本として、日本の繁榮をはかるためにもまた商船隊を擁護する必要もありますので、われわれは、この上にも海上自衛隊の自衛力を増強してまいりたい、かように考えておりますので、ひとつ一そうの御支援と御協力を願ひたい、かように思つております。(拍手)

偵察の能力は、日本は国土自体の防衛や外敵の侵略に對する防衛をするということに重点を置いておりますから、よその国まで偵察するといふほどの十分の動きができません。したがひまして、日本の海上自衛隊とかあるいは航空機によつて偵察といふよりも、向こうさんのやつてきそふな状態を把握しておる、こういう程度でございます。

(拍手)

○副議長(小平久雄君) 渡部一郎君。

〔渡部一郎君登壇〕

○渡部一郎君 私は、公明党を代表いたしまして、日本海の最近の情勢に關するただいまの外務大臣の報告に關連し、総理並びに關係大臣に質問を行なうものであります。どうか國民と語る姿勢で、落ちついて御回答を賜りたいと存じます。(拍手)

十五日の米海軍偵察機EC121撃墜事件に關して、米政府は十九日になつて、大統領から護衛つき偵察飛行の再開という対応措置を発表し、今後、同様事態が発生した場合には、無警告報復を行なうと威嚇し、さらに、日本海に空母四隻をはじめとする二十三隻の艦艇よりなる第七十一特別機動艦隊を編成、投入してきたのであります。統々と北上、対馬海峡を遊よくする米艦隊に對し、ほぼ同数のソ連艦隊の日本海集結も伝えられ、いまやベトナムの戦火は日本海に燃え上がろうとしております。

北朝鮮側は、二十四日、警告声明を発表し、強硬姿勢をとり、日本國民としては、もはや黙つていゝるわけにはいかないのであります。このまま推移していくならば、一機の偵察機の墜落に端を発して朝鮮戦争が再発し、アジアにおける第二のベトナム戦争へと発展する危険性はあまりにも濃厚だからであります。このような一触即発という最悪の事態にあらながら、佐藤総理をはじめとする政府・自民党は、國家の運命を忘れたかのごとく、いたずらに米國一辺倒の言動にくみして平和努力を怠つてゐる態度を、われわれはどうして理解することができないのであります。(拍手)

すなわち、あの戦争の惨禍の反省の上に築かれた日本國憲法の前文において、「われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。」とうたつてゐるのでありますが、これこそ、

まさに日本外交の本質であり、国民の総意であらねばならないのであります。米軍の行動のみを支持し、一方的に北朝鮮側を非難する政府・自民党は、一方的に北朝鮮を支援し、アメリカを非難する立場と同じことであり、まさに平和憲法の精神に逆行するものといわざるを得ないのであります。自主性を忘れた対米追随姿勢をあらためてここで強く非難し、かつ反省を求めたいと思うのであります。

次に、外務大臣をはじめ官房長官等は、米軍偵察機の墜落が公海上において行なわれたという米側情報をもとに支持しているようであり、なぜこのような愚かな態度をおとりになったのか、確固たる根拠をこの際伺いたいと存じます。

過去の例を取り上げるまでもなく、国境紛争においては、いずれが先に侵犯したかは常に不明確であつて、いずれもが正当性を主張するのが常であります。したがって、軽々にいずれか一方のみの言い分を過信することは決して適当でないばかりでなく、場合によっては、平和国日本をきわめて危険な立場に招き込むことも銘記すべきであります。近くは中ソ国境問題にしても、また、ベトナム北爆のきっかけとなったトンキン湾事件についても、その後米国議会においては、アメリカ軍自身の仕組んだお芝居であつたのではないかと大問題になったのであります。アメリカの議会においてさえ慎重に、と言っているのに、日本政府が軽

率にも、米政府の公式発表だからといって、いち早くそれをうのみにして信ずるのはどういふわけなのであるまいか。一体、ほんとうの事実関係はどうであつたのか。それが明らかにできない以上、日本国民の前に弁明し、日本国の中立性を回復せられたいと存するのであります。(拍手)

ニクソン大統領の言明によれば、北朝鮮への偵察は合計百九十回のほつていたそうであり、このような領空侵犯の危険度の高い偵察を百九十回も行なうことはとうてい理解しがたいと、ニューヨーク・タイムズやワシントン・デイリー・ニューズも首をかしげているところであります。いわば過剰偵察と言ふしかないのであります。総理は、こうした行動が日本にとって大きな脅威となると考えるかどうか伺いたい。

また、総理は、先ほどから、レーダーに映つたと何回も弁明されておるようであり、撃墜機には三十分も前から北朝鮮機が追尾しており、そのことはアメリカ側のレーダーサイトでも確認されていたというにもかかわらず、米側は指揮官不在で三十分も放置していたという報道があります。この事実が確実ならば領空侵犯と言われてもやむを得ないと考えますが、この点どう認識されておるか。また、北朝鮮との間に戦争状態が起こることを公然黙認していたという報道もあります。この点はどうか、伺いたいと存じます。

次に、政府は、米軍の偵察行動は日本の安全に必要なものだと考えているようですが、朝

鮮民主主義人民共和国と米国の関係は、休戦状態にあるとはいへ、戦争状態に準するほど極度に悪化しているのではありません。したがって、わが国政府は、戦争挑発行動を厳に慎むよう、関係国、特に米国に警告してしかるべきであります。しかも、米軍偵察機が日本の厚木基地から発進している以上、嚴重抗議するのは当然ではないかと存じます。さらに、事件後、米国は護衛機つきの偵察行動を続行すると言つておりますが、これはすでに偵察行動をはるかに逸脱した戦争予備行動といふしかありません。このような米国の力を背景とした行動は直ちに中止するように申し入れることが日本国民の利益にかなひ、世界平和を進める道であると考えますが、いかがでありますか。

(拍手)

また、愛知外務大臣は、偵察行動は日米安保条約に基づく行動であつて、もし、かりに米国が行なわないとしたら、わが国みずから行なうべきである、勇ましくも演説されたのであります。が、総理も同意かどうか伺いたい。同意であるならば、わが国みずから、朝鮮ばかりでなく、ソ連、中共の沿岸まで出かけて偵察行動を行なうべきものであるとお考えなのかどうか、伺いたい。そして、このような形で海外派兵さえもなしくずしに強行されるおつもりなのかどうか、伺いたいのであります。

次に、今回の事件の発端であるところの米軍機による偵察行動そのものの考え方であり、

政府・自民党の考え方は、先ほどからたびたび申しましたように、日本の安全を守るためのものである、日本にとって必要なものである、こう言われております。お人よしもいいかげんにしていただきたい。米国は、日本の安全のためにと最近一言でも言ったことがあつたかどうか。去る十八日、ニクソン米大統領は記者会見において、「日本海上空での偵察行動は、五万六千人の米軍が韓国に駐留しており、北朝鮮からの脅威に対してこれを守るといふ最高司令官の責任がある以上、米国にとって必要である」と述べておるのであります。この中には、日本の安全を守るなどとはただの一言一句も言っていないではありませんか。はつきりと、韓国に駐留している五万六千人の米軍を守るためと言ひ切つておるのであります。日本の安全などはニクソン大統領の脳裏にあつたかどうか、疑わざるを得ない。たとえ白歩談つても、日本の安全などは第二、第三、第四の考慮であつたというしか言ひようがないではありませんか。

(拍手)

いまこそ、このような対米追随政策の根本的再検討が必要であると信ずるのであります。

次に、佐藤総理はきのうの参議院本会議で、先ほどまた野党の質問に答へまして、第七十一特別機動艦隊は大きな戦争抑止力であると申されましたが、これは一体いかなる意味でありましょうか。佐藤総理は、日本海に機動部隊を導入することで、ほんとうに戦争を抑止することができると思つていらっしゃるのでしょうか。これはむしろ

昭和四十四年四月二十四日 衆議院会議録第三十一号 四月十五日の日米海における米機墜落事件についての演説に対する渡部一郎君の質疑

八〇八

挑発行為そのものではありませんか。その考え方は、日本を核武装し、軍事的大国とし、アメリカの日本駐留軍を強大ならしめることによって戦争抑止ができるかと考えていることに通ずると思うのでありますが、どう考えるのでありましょうか。世界各国は、軍事的均衡より軍備の縮小が平和をもたらすゆえんである、こう考えて、軍縮に対して大きな熱意を示しておるにもかかわらず、佐藤総理のみは、軍事的エスカレーションが戦争抑止になると考えていらつしやるとすれば、時代に逆行した考え方であるというしかないではありませんか、その点はどうか考えになつてゐるか、伺いたいと存するのであります。

昨年わが党が発表した在日米軍基地総点検に刺激され、約五十基地の返還検討基地が発表されましたが、その後、具体的に名ざしで数基地の返還提案がなされておるわけでありす。アメリカ側のこのような提案について、政府はどのように対処されているか、御説明を願いたい。さらに言うなれば、現在の状況にかんがみ、米国の提案を待つなどという消極的な姿勢を改め、在日米軍基地の撤去をすみやかに米政府に申し入れるべきであると考えますが、総理のお考えを伺いたいと存じます。

次に、日本側は、常にアメリカ軍がこのように危険な威力偵察を実施していたことを知っておられたかどうか。また日米安保体制の中に直接組み込まれておる自衛隊の最高責任者として、特に防

衛庁長官は米軍偵察機の行動をよく知っておられたかどうか、伺いたい。もし知っていないとしたら、それは怠慢というしかない。日本の安全を守るためには、米軍がどのような危険な行動をとっているかを知ることもなくして、対策もできないければ政策もできないのであります。米軍の行動については詳細に連絡を受け、かつこれをチェックすることは、日本の安全を守る上においてきわめて重かつ大であると信ずるのであります。もしも、かりによく知らされていたとしたら、防衛庁長官は、このような米軍の偵察行動と、それに伴う危険な事態発生をすでに黙認し、許容したと言われてもやむを得ない。この点について、総理、外務大臣、防衛庁長官は特にしつかり返事をしていただきたい。

さらに、航空自衛隊、海上自衛隊等は、本事件発生以来アラート体制に入つてゐるといわれていますが、米軍とどのような分担役割になつてゐるか、特に明確に御答弁を願いたいと思ふのであります。(拍手)

また、安保条約の事前協議の問題であります。外務大臣は、二十二日の参議院外務委員会において、また先ほどにおいても、一機動艦隊の寄港の場合には事前協議の対象にならないと答へられた。本拠地を日本の港湾に置くのであれば配置の変更にならないし、事前協議の対象でもないとするならば、事実上、日本の各港湾は自由にアメリカの海軍艦艇に開放されたと同じではありませんか。

本拠地を日本に置くような艦隊の必要性はほとんど考えられない。その上、一機動艦隊全部が入港してゐることなど考えられないわけでありす。また、総理は、米艦隊の反復寄港も事前協議の対象外と言われた。もはや安保第六条によって規定された事前協議は、アメリカ側の拡大解釈と、それに迎合する日本政府によってすっかり踏みにじられ、これを日本側によってチェックする何の歯どめも、法律解釈も、条約もないのであります。この点、一体どう考えておられるのか。

また、このような対米迎合の姿勢というものが、最近の沖繩返還交渉の前提としてアメリカが日本に要求してきたもののなか、または、日本政府がアメリカ側に示すところの媚態なのか、しかと伺いたい。日本国民の一人として、私は、このような危険な取引、危険な態度というものに深い憂いを表明せざるを得ないのであります。

しかも、今回の事件によつて、米國が極東の安全保障のため沖繩の基地は一そう重要だと判断した場合、総理はどう説明をされるのか。われわれのようにアジアの緊張緩和の努力を傾けてこそ、沖繩基地の持つ相対的重要性を低下せしめることができるのであります。しかるに総理は、力の対決に加担し、アメリカの一方的な支持に直ちに加わること自体、沖繩返還をおくらせることになると思ひますが、この点はどうか考えであるかを伺いたないのであります。

次に、二十三日の報道によれば、米國務省は、

二十二日駐米日本大使館に対し非公式に、北朝鮮沿岸の偵察飛行を護衛する戦闘機が在日米軍基地から発進することはあり得る、また、事前協議の対象にならないという条約上の解釈を伝えてきたのであります。政府はこのような通報を受けた事実があるかどうか、また、その有無にかかわらず、これについてどう考えておられるか、見解を承りたい。

最後に、当面の問題であります日本海における漁船の安全操業に關し伺いたいと存じます。

御承知のように、日本海は米國艦隊とそれを監視するソ連艦隊の存在によつて、漁民は危険におびえて操業もできない状態に追込まれております。特に、第七十一特別機動艦隊の遊よくする対馬海域は、まき網、底びき漁船が三千五百艘も出漁するところであり、漁民の不安は想像以上のものと存じます。しかも、この状態は長期化するものとも考えられますが、漁民の生活に与える影響は深刻であります。この海域の漁業操業状態はどうなつておるか、農林省としては、漁民の声を代表して、各關係方面に対して強い申し入れを行なう必要があるのかどうか、また、操業できないことに対する補償はどうするつもりか、また、政府が強力に支持している米軍の行動が原因となつて、このような満足な收穫も得られない状態になつておるとするならば、損害に対する補償はどうするか、それは日本政府の責任においてなされるのか、それとも、アメリカ側の責任において補償す

べきものかどうか、伺いたい。

また、当面、漁民の安全操業を確保することが最大の急務であります。これに対して海上保安庁の警備保障体制は一体どうなっておるか、特に運輸大臣に伺いたい。

また、第七十一特別機動艦隊の行動について、今後どのような行動をとると予測せられているか。日本国民の不安を静めるためにも、この際説明をしていただきたいと思うのであります。

以上をもって質問といたします。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 渡部君にお答えいたします。

最初の問題は、もうすでにいままでの質問者に答えたところがございますから、時間を省略するといふ意味で答弁を省略させていただきますと思ひますが、とにかく、朝鮮半島の緊張激化、これはわが国にとりましては、まことにたいへんな問題でございますので、政府といたしましては、これに十分気をつけておるつもりであります。この点は、いままでの方にみんなお答えいたしましたから、ただいまのように省略することをお許しを得たいと思ひます。

ただ、このことについて、政府のやっていることはどうも自主性がなく、同時にまたアメリカ一辺倒じゃないか、こういう御批判あるいは御意見をいただいておりますが、しかし、このことは、私は日本の総理大臣でございますし、い

ままでやっていることは、いま言われるような自主性がないとかあるいは対米一辺倒だとか、こういうような御意見は、どうも私の参考にもならない、いわゆる筋違いの御意見だと思ひます。(拍手)その点だけ一言――あるいは一言多いかもしれません、一言申し添えておきます。

また次の、米軍偵察機が公海上で撃墜された、その裏づけについてもいろいろお尋ねがございましたが、これも先ほど詳細に政府の考え方を答へていたしましたので、これもまた省略させていただきます。

次に、公海上における偵察行動に対し、米國が戦艦の護衛をつけることに決定したのは、これは先ほど申しましたが、北朝鮮の不法行為の再発を防止するためであります。そのために偵察活動本来の目的が変わると思ひえないし、そうである限り、政府としては、米軍の偵察活動の中止など申し入れる考えはございません。

また、いきなり撃墜するということは、国際慣行ではございせんので、国際法規の欠陥、ないことをいふことにして、これをいきなり撃墜するというのは、人道上からもこれは問題があると私は思ひます。日本の場合は、先ほど答へたように、まず領空から去つてもらふという、そういうような態度をとる、あるいはまた安全なところへ一応着くとか、こういうような、いわゆる撃墜とすることを避けるのが普通一般にとられている処置であります。

次に、外務大臣がどのような席で、どのように答へたのか私も知りませんが、まだ報告を受けておりませんけれども、米軍がわが国の施設、区域を使用して通常の偵察活動を行なうことは、安保条約及び地位協定上当然認められております。また、わが国の自衛隊は、沿岸警備及び救難活動等のため随時哨戒飛行を行なっており、これは今後も続行する方針であります。ただし、わが国の場合、哨戒機の性能、その任務の性格からいたしまして、行動範囲は限られております。わが国沿岸周辺に限られております。御質問のように、中共やソ連の沿岸まで出かけていくというような勇ましいお尋ねがございましたが、さうなことはございません。

また渡部君は、なしくずしの海外派兵と言われますが、海外派兵と言ひ以上、これはやはり武力行使の意図を持つて自衛隊を他國の領域に派遣させることを言うものと私は考えますので、自衛隊の偵察活動が海外派兵につながる、かようなものではありせん。これまた注意を喚起しておきます。(発言する者あり)注意で悪かったら、御注意を喚起しておきます。

次に、渡部君は、米軍の行動がソ連、中共を刺激するお考えのようですが、それでは事件発生後、ソ連が米國の要請に応じて直ちに捜索、救助活動に協力したという行動の説明がつかないと私は思ひます。また中共も、プエブロ号事件のときと違って、今回の場合は、一昨日になって簡単な

事実報道をしたにとどまっております。公海上の偵察活動は、ソ連をはじめ、各國ともこれを行なっていることであり、アジアの平和と安定に重要な責任を持つている米國がこれを行なつたからといって、それが特に緊張激化の原因になるとは私は考へておりません。遺憾ながら意見が違ひます。

次に、韓国には御指摘のようにアメリカの兵隊が五万六千名もおります。在韓米軍が五万六千もいる、こういう状態でありまして、アメリカがこれについて格別な関心を持つのは、これは当然だと思ひます。そこで、アメリカは自分の國のことなら十分関心を持つが、日本の安全など考へては、ないのだ、こういう御指摘がありますが、私は、日米安全保障条約に基づいてアメリカの義務、これについてはまことに忠実だと思ひます。また、今回の行動に際しまして、逐一私のほうに話を通じておりますし、また、日本國民の感情を無視もしないで、いわゆる偵察機に対して戦艦機が日本の基地からは発進しないようにする、かような点も申しておるのでありますから、十分日本の状態にも考へ方を及ぼしておる。そして、こういうことがいかにも佐藤内閣が向米一辺倒の証左であるように御指摘になりますが、こういう点こそ、もつと国際情勢というものを引きわめられ、そして大所高所から、あるべきその行動をせむととつていく、これが大國日本の態度だ、かように私は思ひます。(拍手)どうか、これもよく、

昭和四十四年四月二十四日 衆議院会議録第三十一号 四月十五日の日米海における米機墜落事件についての演説に対する渡部一郎君の質疑

八一〇

お気にさわることもあるかも知れませんが、ひとつ御了承を得たいと思います。

在日米軍基地の整理統合に關する政府の方針は別に変わりはありません。この点については、公明党の方々がいろいろ御協力してくださいましたこと、事柄は事柄としてお礼を申し上げておきます。

また、戦争抑止力というのは一体どういうことかということですが、私は、これは参議院でも申したのですが、七十一機動部隊は確かに大きな戦力を持っております。巨大な戦力、この戦力こそ、これが戦争の抑止力だ、かように私は考えております。これがいわゆる戦争に発展すると、かように私は思いません。

沖縄問題の返還に重大なる影響があるだろう、事柄によりましては、さようにも考えなければならぬかと思いますが、なるべく今回の問題と沖縄返還問題を混同させないように、そうして、われわれがわかりやすい方向で沖縄問題を処理する、これが日本国民の願望でもある、私はかように信じますので、ただいまのお説、そういう危険なきにしもあらずだが、私は、いまの段階ではこの問題を別にする、そうして、その点でアメリカに交渉したい、これも御了承いただきたいと思ひます。

次に、外務大臣その他からお答えいたすいたしましたも、漁業の問題について、先ほどお答えもいたしたのですが、私から、もう一度この点に

ついて意見を述べたいと思ひます。

ただいま、日本海的安全操業、これは米側に強くその慎重な取り扱い方を要求しております。申し入れております。米海軍並びに外国艦船の行動によって、わが国の漁船が出漁手控えなどにより損失が現に生じたとき、これには国内的な救済措置をどうするかという問題もありますが、これらについては、先ほども一言申しましたように、損失補償につきましては当然政府が善処して、そうして、漁民の直接の損害をあとろ限りないようにしよう、これは当然のことでありませうけれども、日本漁民について、救済の点で万全を期す、この点を御了承いただきたいと思ひます。

その他の点は、外務大臣と防衛庁長官からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○国務大臣(愛知揆一君) 簡単に答えたいと思います。

先ほど冒頭に御報告いたしましたように、四月十六日に、私がアメリカ側の正式な連絡と説明を受けまして、そのときの、米政府として正式に日本政府に対して、あらゆる根拠に基づいて絶対に保証をいたしますというところは、これは非常なものであると私は信じます。同時に、私は外交の担当者として、日米安保体制の堅持というところが、信条として日本の国益を守る外交であると考えてございまして、この信頼関係の上に立つて、このように日本政府に保証するとい

うことは、これ以上の信すべき証拠をほかに持つことはできないと私は思ひます。

事前協議の問題につきましては、先ほど竹本君の御質問に詳細にお答えいたしました。艦隊を構成する艦艇等の寄港をいたします場合は、配置の変更とは見られませんが、事前協議の対象とはなりません。これを、いま一度申し上げておきます。

それから次に、在日米軍基地から、偵察機の護衛のために戦闘機が発進するということが新聞の記事で報道されているではないかというお尋ねでございましたが、これは、正式に、最初に御報告申しました中にも特に入っておりますように、在日米軍の基地から戦闘機が護衛のために発進するということはございません。この点だけお答えを申し上げまして、簡単にございしますが、御了承をいただきたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣有田喜一君登壇〕

○国務大臣(有田喜一君) 第一に、在日米軍基地につきましては、その後の整理統合はどうなっておるかというお尋ねでございまして、われわれは、この米軍基地につきましては、日本の国の安全のために必要である、こういう前提に立っておりますのでありますが、しかし、いろいろ事情の変化によりまして、比較的利用度の少ないものも生じてまいっておりますので、これが整理統合の必要を認めまして、御存じのとおり、昨年の暮れに日米安全保障協議委員会を開きまして、約五十の整理統

合すべき対象をきめました。その具体的の処理を、日米合同委員会にすみやかにやらすようにいたしましたのであります。自來、日米合同委員会におきまして、鋭意これが整理統合につきまして検討を重ねまして、名寄演習場、日出生台十文字原演習場など、すでに十カ所の施設の返還及び移転について合意を得たような次第であります。自余の施設、区域につきましては、今後とも、その調整の促進をはかりますとともに、その他の米軍施設につきましても、その実態を十分把握して、基地と周辺住民の生活との調整に積極的に取り組んでいきたい所存でございまして。

なお、米軍のやつておる偵察行為をおまえたちは知っておったかということですが、もちろん、アメリカがこういつたような偵察行動をやっておるということはよく知っておりました。これは御承知のとおり、先ほど来語がありますように、国際的にも容認されておることであるし、一つの軍事常識だ。といって、私どもは、一々何月何日にどこへ飛んでいくというような、そういうような相談までは受けておりません。要は、日本の安全のために必要な結果を知らしてもらったらいんであります。一々のことに相談を受けておりませんが、といって、それを受けなければ長官の責任がとれぬというような性質のものではない、かように思っております。

なお、航空自衛隊が今回の事件に關して警戒体制に入っておることであるが、というよう

御質問がありました、さうなことは全然ございません。したがって、本件に関して、アメリカとわれわれ自衛隊の役割りの分担というようなことはあるはずがありませんから、これは誤解のないようにお願いしたい。(拍手)

〔国務大臣長谷川四郎君登壇〕

○国務大臣(長谷川四郎君) 渡部さんにお答え申し上げます。

安全操業と漁業損失補償の件については、総理から、しかも詳細に御答弁がございましたので、私は、それ以上つけ加える必要がございませんから、私の答弁を省略いたします。(拍手)

〔国務大臣原田憲君登壇〕

○国務大臣(原田憲君) 米艦隊の日本海入域に伴う海上保安庁の対策を申し上げます。

四月十五日の米軍機撃墜事件が発生しまして、外国の船艇の搜索活動が行なわれましたので、直ちに第七、第八管区海上保安本部に対し、漁船の安全指導に特に注意を払うよう指示をいたしました。

さらに、四月二十一日朝、空母を含む米艦隊が日本海に入ったことが確認されましたので、関係のある漁業協同組合、漁業無線局、出漁船に通報いたしました。注意の喚起を行なうとともに、特に出漁船の多い日本海南海域に、通常巡視警戒のほか、さしあたり巡視船二隻を常時配置いたしました。また、航空機による警戒も実施いたしました。漁船の安全指導に万全を期しております。

(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

日程第一 北方領土問題対策協合法案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第一、北方領土問題対策協合法案を議題といたします。

北方領土問題対策協合法案

右
国会に提出する。

昭和四十四年三月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

北方領土問題対策協合法

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 役員等(第七条—第十八条)
- 第三章 業務(第十九条)
- 第四章 財務及び会計(第二十条—第二十四条)
- 第五章 監督(第二十五条—第二十六条)
- 第六章 雑則(第二十七条—第二十九条)
- 第七章 罰則(第三十条—第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 北方領土問題対策協会は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について啓蒙し宣伝及び調査研究を行なうとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行なうことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資することを目的とする。

2 北方領土問題対策協会は、前項に規定するもののほか、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第百六十二号)に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、その営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を融通することを目的とする。

(法人格)

第二条 北方領土問題対策協会(以下「協会」といふ)は、法人とする。

(事務所)

第三条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 協会は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(登記)

第四条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第五条 協会でない者は、北方領土問題対策協会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、協会について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第七条 協会に、役員として、会長一人、副会長二人以内、理事九人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第八条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第九条 会長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 副会長及び理事は、会長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格事項)

第十一条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者

(役員の解任)

第十二条 主務大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行ができないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 協会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第十五条 会長及び副会長は、協会の理事又は職員のうちから、協会の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 協会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(評議員会)

第十八条 協会は、評議員会を置く。

務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、三十人以内の評議員をもつて組織する。

5 評議員は、協会の業務に関し学識経験を有する者及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第二条第二項に規定する北方地域旧漁業権者等のうちから、主務大臣が任命する。

6 前各項に定めるもののほか、評議員の任期その他の評議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 北方領土問題その他北方地域(政令で定める北方の地域をいう。以下同じ。)に関する諸問題について定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他必要な啓蒙や宣伝を行なうこと。

二 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行なうこと。

三 昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行なうこと。

四 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第四条に規定する業務を行なうこと。

五 第一号から第三号までに掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十一条 協会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十二条 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、予算の区分に従い決算報告書を作成し、これに関する監事の意見をつけて、決算完了後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(一時借入金)

第二十三条 協会は、主務大臣の認可を受けて、一時借入金を行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金

の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(主務省令への委任)

第二十四条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第二十五条 協会は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第二十七条 協会の解散については、別に法律で定める。

(関係行政機関の長との協議)

第二十八条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条又は第二十三条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第二十二條第二項の承認をしようとするとき。

三 第二十四条の主務省令を定めようとするとき。

2 主務大臣は、第二十一条の規定により事業計画の認可をしようとする場合には、第十九条第一号若しくは第二号に掲げる業務又はこれに附帯する業務に関する部分について、あらかじめ、外務大臣に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣及び農林大臣とする。ただし、政令で定める事項についての主務大臣は、内閣総理大臣とする。

2 第二十六条第一項に規定する主務大臣が内閣総理大臣及び農林大臣である場合における主務

大臣の権限は、前項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣又は農林大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第七章 罰則

(罰則)

第三十条 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第四条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十二条 第五条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第二十条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(協会の設立)

第二条 主務大臣は、協会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第三条 主務大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、その事務を前条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二條第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(北方協会の解散等)

第五条 北方協会は、協会の成立の時にあって解

昭和四十四年四月二十四日 衆議院會議録第三十一号 北方領土問題対策協会法案

八四

散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において協会が承継する。

2 北方協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算、財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

3 北方協会の解散の時における積立金に相当する金額は、附則第十一条の規定による改正後の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（以下「改正後の特別措置法」という。）第十条第一項の規定により積立金として整理されたものとする。

4 第一項の規定により北方協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（南方同胞援護会からの権利及び義務の承継等）
第六条 協会の成立の際現に南方同胞援護会に属する権利及び義務のうち、附則第十条の規定による改正前の南方同胞援護会法（昭和三十二年法律第六十号）附則第十二項第一号に掲げる業務に係るものは、協会の成立の時において協会が承継するものとし、その範囲は、総理府令で定める。

2 前項の規定により協会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課さない。

（経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に北方領土問題対策協会という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第八条 協会の最初の事業年度は、第二十条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十五年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 協会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十一条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

（南方同胞援護会法の一部改正）

第十条 南方同胞援護会法の一部を次のように改正する。

附則第十二項を次のように改める。

（業務に関する暫定措置）

12 援護会は、当分の間、第二十条に掲げる業務のほか、小笠原諸島（小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第八十三号）第一条に規定する小笠原諸島をいう。）の現地の住民（同法の施行の日の前日に小笠原諸島に住所を有する日本国民をいう。）に対する援護、小笠原諸島の旧島民の帰島のために国又は地方公共団体が行なう施策に対する協力及びこれらの業務に関し協力する者に対する助成を行なうことができる。

（北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部改正）

第十一条 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。
目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

第一条中「北方地域旧漁業権者等その他の者に対してその」を「北方領土問題対策協会に北方地域旧漁業権者等その他の者の」に、「融通すること」を主たる業務とする北方協会を設立し、これに国が所要の資金の交付を行ない」を「融通させ」に、「図り、あわせて北方地域に関する諸問題の解決の促進に資する」を「図る」に改める。

第三条を次のように改める。

（基金）

第三条 北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、北方領土問題対策協会法（昭和四十四年法律第 号）附則第十一条の規定による改正前の第四条第一項の規定により旧北方協会が交付を受けた十億円をもつて、引き続き、次条各号に掲げる業務（以下「貸付業務」という。）の遂行に必要な資金の財源に充てるための基金とするものとする。

第四条から第九条までを削る。

第二章を削る。

「第三章 協会の業務」を削る。

第二十二条中第五号を削り、第六号を第五号

とし、同条を第四条とする。

第二十三条を第五条とする。

第二十四条第一項中「業務開始の際」を「貸付業務の開始の際」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第七条 協会は、貸付業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

「第四章 協会の財務及び会計」を削る。

第二十五条を削る。

第二十六条の見出しを「（資金計画の認可）」に改め、同条中「収入及び支出の予算、事業計画並びに」を「貸付業務に係る」に改め、同条を第八条とする。

第二十七条を削る。

第二十八条第一項中「毎事業年度」の下に「貸付業務に係る」を加え、同条第二項中「予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書」を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に「を削り、同条を第九条とする。

第二十九条中「毎事業年度」の下に「貸付業務に係る」を加え、同条を第十条とする。

第三十条を削る。

第三十一条中「業務上の余裕金」を「貸付業務に係る業務上の余裕金」に改め、同条を第十一条とする。

第三十二条を削る。

「第五章 協会の監督」を削る。

第三十三条を削る。

第三十四条第一項中「協会若しくは」を削り、「その業務」を「当該受託業務」に、「業務の状況」を「当該受託業務に係る業務の状況」に改め、同項ただし書を削り、同条を第十二条とする。

「第六章 雑則」を削る。

第三十五条を削る。

第三十六条第一号中「第六条第二項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十六條又は第三十條第一項若しくは第二項ただし書」を「第五條第一項、第六條第一項又は第八條」に改め、同条第二号中「第二十八條第一項」を「第九條第一項」に改め、同条第三号中「第三十一條第一号又は第二号」を「第十一條第一号又は第二号」に改め、同条第四号中「第二十二條第二号から第四号まで、第二十四條第二項又は第三十二條」を「第四條第二号から第四号まで又は第六條第二項」に改め、同条第十三条とする。

第三十七條第一項ただし書中「第三十四條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条を第十四条とする。

「第七章 罰則」を削る。

第三十八條の前に見出しとして「(罰則)」を附し、同条中「協会又は」を削り、「第三十四條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第三十九條中「又は職員」を削り、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第三十一條」を「第十一條」に改め、同条を同条第二号とし、同条第五号を削り、同条を第十六条とする。

第四十條を削る。

(北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正前の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(以下「改正前の特別措置法」という。)第四条第二項の規定により発行された国債については、同条同項から第四項までの規定は、当該国債が償還されるまでの間は、なおその効力を有する。

第十三条 協会の最初の事業年度の貸付業務に係る資金計画については、改正後の特別措置法第八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 附則第十一条の規定の施行前にした改正前の特別措置法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(総理府設置法の一部改正)

第十五条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第九条第七号中「北方協会」を「北方領土問題対策協会」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

第十六条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十七條第四号中「北方協会」を「北方領土問題対策協会」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「北方協会」を「北方領土問題対策協会」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

北方協会 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第六十二号)を

和三十六年法律第六十二号)を

北方領土問題対策協会 北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第 号)に改める。

十四年法律第 号)に改める。

(法人税法の一部改正)

第十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中

北方協会 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第六十二号)を

和三十六年法律第六十二号)を

北方領土問題対策協会 北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第 号)に改める。

十四年法律第 号)に改める。

(印紙税法の一部改正)

第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

北方協会 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第六十二号)を

法律第六十二号)を

北方領土問題対策協会 北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第 号)に改める。

第 号)に改める。

理 由

北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するため、これらの諸問題について啓蒙し宣伝及び調査研究をし、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行なうとともに、北方地域旧漁業権者等その他の者に対しその営む事業及びその生活に必要な資金の融通を行な

うことを主たる業務とする北方領土問題対策協会を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員会理事小淵恵三君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔小淵恵三君登壇〕

○小淵恵三君 ただいま議題となりました北方領土問題対策協合法案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和三十六年に制定された北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律により設立された北方協会を発展的に解消して、新たに北方領土問題対策協会を設立し、この団体を通じて、全国的規模において、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資することを目的といたしております。

その要旨は、

第一に、北方領土問題対策協会の組織、協会の業務の範囲、協会の財務及び会計並びに協会の監督等、協会の設立に関し必要な事項を規定いたしております。

第二に、協会の業務としては、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、必要な調査研究、啓蒙宣伝等を行なうとともに、北方協会が現在までに行なってきた北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の規定に基づき、旧北方協会が政府より交付された十億円を新協会が承継し、引き続き北方地域旧漁業権者等に対する必要な資金の貸し付け業務を行なうことといたしております。

第三に、北方領土問題対策協会の設立に伴い、北方協会は解散し、その業務は、南方同胞援護会の北方地域に関する業務とともに新協会が引き継ぐこととなりますので、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律のほぼ全面的な改正を行なうとともに、南方同胞援護会法その他関係法律について、所要の改正を行なうことといたしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から施行すること、ただし、南方同胞援護会法の一部改正等の関係法律の規定については、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において、政令で定める日から施行することといたしております。

以上が本案の要旨であります。

本案は、三月二十日日本特別委員会に付託され、同月二十五日床次総理府総務長官から提案理由の説明を聴取し、以後、慎重に審査を進めてまいりましたが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、四月十七日質疑を終了し、一昨二十一日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決した次第であります。

なお、本名武君外三名提出の自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の共同提案にかかるとる附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 通行税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第二、通行税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

通行税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十四年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

通行税法の一部を改正する法律

通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又ハ寝台料金(客室ノ特別ノ設備ノ利用ニ付テノ特別料金)を「寝台料金又ハ特別車両料金等(特別車両料金其ノ他客室ノ特別ノ設備ノ利用ニ付テノ料金)に、(以下特別料金ト称ス)ヲ含ム」を「ヲ謂フ」に改める。

第三条第一項中「千四百円以上ノモノニ限ル」を「千六百円ヲ超エルモノニ限ル」又ハ特別車両料金等」に、「又ハ寝台料金」を「寝台料金又ハ特別車両料金等」に改め、同条第二項を削る。

第四条第一項中「日本国有鉄道ノ汽車、電車及汽船ヲ除ク以下本条中同ジ」を削る。

第八条中「又ハ寝台料金」を「寝台料金又ハ特別車両料金等」に改める。

附則第四項中「寝台料金」の下に「特別車両料金其ノ他ノ客車若ハ船室ノ設備ノ利用ニ付テノ料金」を加える。

附則

1 この法律は、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 改正後の通行税法の規定は、この法律の施行の日以後に領収する同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等に係る通行税について適用し、同日前に領収した改正前の通行税法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金に係る通行税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

日本国有鉄道の旅客運賃及び料金につき等級が廃止されることに伴い通行税の課税について所要の調整を図るとともに、寝台料金の改定に伴いその課税最低限を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長田中正巳君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田中正巳君登壇〕

○田中正巳君 ただいま議題となりました通行税法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、今回、日本国有鉄道の旅客運賃等の等級が廃止されることに伴い、新たに設けられる特別車両料金について、同料金が現在通行税の課税を受けている一等車両の利用料金であることに顧み、これに対して課税を行なうこととする。とともに、寝台料金に対する免税点を現行の千四百円から千六百円に引き上げ、現在非課税とされている二等寝台料金が、今回の寝台料金の改定に伴って新たに課税を受けることにならないよう、所要の調整をはかるものである。

本案につきましては、実に十三名にのぼる質疑者が立ち、それぞれきわめて熱心かつ慎重に審査を行ないましたが、その詳細は会議録を御参照願いたいと思います。

かくて、去る二十二日、質疑を終了し、討論に

入りましたところ、自由民主党を代表して渡辺美智雄君は本案に賛成の旨を、日本社会党を代表して村山喜一君、民主社会党を代表して河村勝君、公明党を代表して広沢直樹君は本案に反対の旨をそれぞれ述べられましたが、その詳細は会議録によつてこれまた御承知を願いたいと思います。

次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもつて原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第三、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十四年二月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方交付税法の一部を改正する法律
地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体 の種類	経 費 の 種 類	測 定 単 位
一 警察費	(1) 警察費	警察職員数
	二 土木費	
1 道路橋りょう費	(1) 経常経費	道路の面積
	(2) 投資的経費	道路の延長
2 河川費	(1) 経常経費	河川の延長
	(2) 投資的経費	河川の延長
3 港湾費	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む。)における保留施設の延長
	(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む。)における外郭施設の延長
4 その他の土木費	(1) 経常経費	人口
	(2) 投資的経費	海岸保全施設の延長
三 教育費	(1) 小学校費	人口
	(2) 中学校費	海岸保全施設の延長
1 小学校費	小学校費	教職員数
	中学校費	学校数
2 中学校費	高等学校費	教職員数
	高等学校費	学校数
3 高等学校費	経常経費	教職員数
	投資的経費	学校数

昭和四十四年四月二十四日 衆議院會議録第三十一号 地方交付税法の一部を改正する法律案

道府県			
四 厚生労働費	4	その他の教育費	生徒数
	(2)	投資的経費	生徒数
	1	生活保護費	町村部人口
	2	社会福祉費	人口
	(1)	経常経費	人口
	(2)	投資的経費	人口
	3	衛生費	人口
	4	労働費	工場事業場労働者数 失業者数
	五 産業経済費		
	1	農業行政費	農家数
三 教育費	(1)	経常経費	耕地の面積
	(2)	投資的経費	林野の面積
	2	林野行政費	林野の面積
	(1)	経常経費	林野の面積
	(2)	投資的経費	林野の面積
	3	水産行政費	水産業者数
	(1)	経常経費	水産業者数
	(2)	投資的経費	水産業者数
	4	商工行政費	商工業の従業者数
	六	その他の行政費	道府県税の税額 恩給受給権者数
二 土木費	1	徴税費	人口
	2	恩給費	人口
	3	その他の諸費	人口
	(1)	経常経費	人口
	六 災害復旧費		人口
	七	特定債償還費	人口
	八	特別事業債償還費	人口
	九	特別事業債償還費	人口
	一	消防費	人口
	二	土木費	人口
一 道路橋りょう費	1	道路橋りょう費	道路の面積
	(1)	経常経費	道路の延長
	(2)	投資的経費	道路の延長
	2	港湾費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外郭施設の延長
	(1)	経常経費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外郭施設の延長
	(2)	投資的経費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長 港湾（漁港を含む。）における外郭施設の延長
	3	都市計画費	都市計画区域における人口 都市計画区域における人口
	(1)	経常経費	都市計画区域における人口 都市計画区域における人口
	(2)	投資的経費	都市計画区域における人口 都市計画区域における人口
	4	下水道費	人口集中地区人口 人口集中地区人口
五 その他の土木費	(1)	経常経費	人口集中地区人口 人口集中地区人口
	(2)	投資的経費	人口集中地区人口 人口集中地区人口
	5	その他の土木費	人口集中地区人口 人口集中地区人口
	(1)	経常経費	人口集中地区人口 人口集中地区人口
	(2)	投資的経費	人口集中地区人口 人口集中地区人口
	三	教育費	人口集中地区人口 人口集中地区人口
	1	小学校費	人口集中地区人口 人口集中地区人口
	(1)	経常経費	人口集中地区人口 人口集中地区人口
	(2)	投資的経費	人口集中地区人口 人口集中地区人口
	(1)	経常経費	人口集中地区人口 人口集中地区人口

市町村		市町村	
四	厚生労働費	四	厚生労働費
1	生活保護費	1	生活保護費
2	社会福祉費	2	社会福祉費
(1)	経常経費	(1)	経常経費
(2)	投資的経費	(2)	投資的経費
3	保健衛生費	3	保健衛生費
4	清掃費	4	清掃費
(1)	経常経費	(1)	経常経費
(2)	投資的経費	(2)	投資的経費
5	労働費	5	労働費
五	産業経済費	五	産業経済費
1	農業行政費	1	農業行政費

十	特別事業債償還費	十	特別事業債償還費
九	辺地対策事業債償還費	九	辺地対策事業債償還費
八	特定債償還費	八	特定債償還費
七	災害復旧費	七	災害復旧費
(2)	投資的経費	(2)	投資的経費
(1)	経常経費	(1)	経常経費
4	その他の諸費	4	その他の諸費
3	住民基本台帳費	3	住民基本台帳費
2	戸籍費	2	戸籍費
1	徴税費	1	徴税費
六	その他の行政費	六	その他の行政費
(2)	投資的経費	(2)	投資的経費
(1)	経常経費	(1)	経常経費
3	その他の産業経費	3	その他の産業経費
2	商行政費	2	商行政費
(2)	投資的経費	(2)	投資的経費
(1)	経常経費	(1)	経常経費
1	徴税費	1	徴税費
2	戸籍費	2	戸籍費
3	住民基本台帳費	3	住民基本台帳費
4	その他の諸費	4	その他の諸費
(1)	経常経費	(1)	経常経費
(2)	投資的経費	(2)	投資的経費
七	災害復旧費	七	災害復旧費
八	特定債償還費	八	特定債償還費
九	辺地対策事業債償還費	九	辺地対策事業債償還費
十	特別事業債償還費	十	特別事業債償還費

第十二条第二項の表中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表第三十九号中「充てた地方債の」を「充てるため発行を許可された地方債に係る」に改め、「昭和二十七年以降において発行を許可された地方債」の下に「昭和二十七年以前において発行を許可された地方債で自治大臣が指定するものを除く。」を加え、同表中同号を第三十八号とし、第四十号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条第五項の表を次のように改める。

昭和四十四年四月二十四日 衆議院會議録第三十一号 地方交付税法の一部を改正する法律案

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
一 警察費	警察職員数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
二 土木費	1 道路橋りょう費	道路の面積	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
(1) 經常経費	道路の延長	態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	道路の延長	態容補正及び寒冷補正	
2 河川費	(1) 經常経費	河川の延長	態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	河川の延長	態容補正	
3 港湾費	(1) 經常経費	港湾(漁港を含む。)における保留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む。)における外郭施設の延長	態容補正	
4 その他の土木費	(1) 經常経費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	人口	態容補正	
三 教育費	海岸保全施設の延長	態容補正	
1 小学校費	教職員数	態容補正及び寒冷補正	
2 中学校費	教職員数	態容補正及び寒冷補正	
3 高等学校費	教職員数	態容補正及び寒冷補正	
(1) 經常経費	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	生徒数	態容補正及び寒冷補正	

道府県	4 その他の教育費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
四 厚生労働費	1 生活保護費	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	態容補正及び寒冷補正
2 社会福祉費	(1) 經常経費	町村部人口	密度補正、態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
3 衛生費	(2) 投資的経費	人口	態容補正及び寒冷補正
4 労働費	人口	工場事業場労働者数	密度補正、態容補正及び寒冷補正
五 産業経済費	失業者数	態容補正	
1 農業行政費	農家数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	耕地の面積	態容補正	
2 林野行政費	(1) 經常経費	林野の面積	態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	林野の面積	態容補正	
3 水産行政費	(1) 經常経費	水産業者数	態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	水産業者数	種別補正、段階補正、態容補正及び寒冷補正	
4 商工行政費	商工業の従業者数	態容補正	
六 その他の行政費	都府県税の税額	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	

昭和四十四年四月二十四日 衆議院會議録第三十一号 地方交付税法の一部を改正する法律案

2 恩給費 3 その他の諸費 (1) 經常經費 (2) 投資的經費	恩給受給権者数 人口 人口 面積 災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正 態容補正及び寒冷補正 態容補正 種別補正
七 災害復旧費		
一 消防費 二 土木費	人口	段階補正、態容補正及び寒冷補正
1 道路橋りょう費 (1) 經常經費	道路の面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的經費	道路の延長	態容補正及び寒冷補正
2 港湾費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
(1) 經常經費 (2) 投資的經費	港湾（漁港を含む）における外郭施設の延長	態容補正
3 都市計画費	都市計画区域における人口	態容補正及び寒冷補正
(1) 經常經費	都市計画区域における人口	態容補正
(2) 投資的經費	都市計画区域における人口	態容補正
4 下水道費	人口集中地区人口	態容補正
(1) 經常經費	人口集中地区人口	態容補正
(2) 投資的經費	人口集中地区人口	態容補正
5 その他の土木費 (1) 經常經費	人口	段階補正、態容補正及び寒冷補正

市町村

(2) 投資的経費	人口	態容補正
三 教育費		
1 小学校費		
(1) 經常経費	児童数	密度補正、態容補正及び寒冷補正
	学級数	態容補正及び寒冷補正
	学校数	態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	学級数	態容補正及び寒冷補正
2 中学校費		
(1) 經常経費	生徒数	密度補正、態容補正及び寒冷補正
	学級数	態容補正及び寒冷補正
	学校数	態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	学級数	態容補正及び寒冷補正
3 高等学校費		
(1) 經常経費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	生徒数	態容補正及び寒冷補正
4 その他の教育費		
(1) 經常経費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	人口	態容補正及び寒冷補正
四 厚生労働費		
1 生活保護費	市部人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2 社会福祉費		
(2) 經常経費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	人口	態容補正及び寒冷補正

3	保健衛生費	人口	正段階補正、態容補正及び寒冷補正
4	清掃費	人口	態容補正及び寒冷補正
(1)	經常經費	人口	態容補正
(2)	投資的經費	人口	態容補正
5	労働費	失業者数	態容補正
五	産業經濟費		
1	農業行政費	農家数	正段階補正、態容補正及び寒冷補正
(1)	經常經費	農家数	態容補正
(2)	投資的經費	農家数	態容補正
2	商工行政費	商工業の従業者数	正段階補正、態容補正及び寒冷補正
3	その他の産業經濟費		
(1)	經常經費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	態容補正及び寒冷補正
(2)	投資的經費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	態容補正
六	その他の行政費		
1	徴稅費	市町村稅の稅額	種別補正、段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2	戶籍費	本籍人口	正段階補正、態容補正及び寒冷補正
3	住民基本台帳費	世帯数	正段階補正、態容補正及び寒冷補正
4	その他の諸費		
(1)	經常經費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
(2)	投資的經費	面積	種別補正
		人口	態容補正及び寒冷補正
		面積	態容補正

七 災害復旧費

種別補正

災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

第十三条第七項中「人口」を「人口集中地区人口」に改め、「宅地平均価格指数」を削る。

第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎の欄中「並びに前年度分の所得税の」を「並びに最近の年度分の所得税の」に、「係る前年度分の所得税の」を「係る最近の年度分の所得税の」に、「おける前年度分の法人税の」を「おける最近の年度分の法人税の」に、「飲食店、料理店、旅館及び貸席の別にそれぞれ前年度分の所得税の課税の基礎となつた当該事業に係る所得額」を「飲食店業及び料理店業、旅館業並びに席貸業に係る最近の年度分の所得税の課税の基礎となつた所得額」に、「飲食店及び料理店については、前年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額、旅館及び貸席については最近の事業所統計調査の結果によるそれぞれの事業のうち法人に係るものの従業者数」を「飲食店業及び料理店業、旅館業並びに席貸業に係る最近の年度分の法人税の課税の基礎となつた所得額」に改める。

附則第六項及び第七項中「地方交付税の総額」を「交付税の総額」に改め、附則第十一項中「算定した額」の下に、「以下本項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定による交付後において財源不足額に変更があつた場合には、すでに交付された額を当該年度分として交付すべき特別事業債償還交付金の額とする。

別表

別表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	一、三六一、〇〇〇円
二 土木費			
1 道路橋りよう費	道路の面積	一平方メートルにつき	五〇四〇
(1) 經常經費	道路の延長	一メートルにつき	八五七〇〇
(2) 投資的經費	河川の延長	一メートルにつき	一六二〇
2 河川費	河川の延長	一メートルにつき	一一五六〇
(1) 經常經費	港灣（漁港を含む。）における係留施設の延長	一メートルにつき	四、五〇〇〇
(2) 投資的經費			
3 港灣費			
(1) 經常經費			

昭和四十四年四月二十四日 衆議院會議録第三十一号 地方交付税法の一部を改正する法律案

道府県		五 産業経済費	
4	(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む。）における外郭施設の延長	一メートルにつき 一、六九〇〇〇
(1)	経常経費	人口	一人につき 一〇六〇〇
(2)	投資的経費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき 九〇〇〇
		人口	一人につき 五二七〇〇
三	教育費	海岸保全施設の延長	一メートルにつき 三五五〇〇
1	小学校費	教職員数	一人につき 六五一、四〇〇
2	中学校費	学校数	一校につき 一一六、五〇〇
		教職員数	一人につき 六二四、八〇〇
3	高等学校費	学校数	一校につき 一一六、五〇〇
(1)	経常経費	教職員数	一人につき 一一一、〇〇〇
(2)	投資的経費	生徒数	一人につき 八、四〇〇
4	その他の教育費	生徒数	一人につき 三、七〇〇
		人口	一人につき 二二九〇〇
四	厚生労働費	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき 三〇七、九〇〇
1	生活保護費	町村部人口	一人につき 七〇六〇〇
2	社会福祉費	人口	一人につき 二六七〇〇
(1)	経常経費	人口	一人につき 四一〇〇
(2)	投資的経費	人口	一人につき 五七七〇〇
3	衛生費	工場事業場労働者数	一人につき 六一〇〇〇
4	労働費	失業者数	一人につき 一二七、六〇〇

一	消防費	人口	一人につき	九〇七〇〇
1	農業行政費	農家数	一戸につき	一一、六七〇〇〇
(1)	經常經費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	八、三九〇〇〇
(2)	投資的經費	林野の面積	一ヘクタールにつき	五四五〇〇
2	林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	一、三一〇〇〇
(1)	經常經費	水産業者数	一人につき	一九、八七〇〇〇
(2)	投資的經費	水産業者数	一人につき	九、三一〇〇〇
3	水産行政費	水産業者数	一人につき	一、五一〇〇〇
(1)	經常經費	道府県税の税額	千円につき	一〇二〇〇
(2)	投資的經費	恩給受給権者数	一人につき	一二五、〇〇〇〇〇
4	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	六三三〇〇
六	その他の行政費	人口	一人につき	四〇五〇〇
1	徴稅費	面積	一平方キロメートルにつき	六二五八〇〇〇
2	恩給費	人口	一人につき	九五〇〇〇
3	その他の諸費	人口	一人につき	二五〇〇〇
(1)	經常經費	人口	一人につき	一三九〇〇
(2)	投資的經費	人口	一人につき	一三九〇〇
七	災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	一三九〇〇
八	特定債償還費	人口	一人につき	一三九〇〇
九	特別事業債償還費	人口	一人につき	一三九〇〇

二 土木費				
1	道路橋りょう費	道路の面積	一平方メートルにつき	二二〇〇
(1)	經常経費	道路の延長	一メートルにつき	五九〇〇
(2)	投資的経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	三、九九〇〇
2	港湾費	港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	一メートルにつき	一、六九〇〇
(1)	經常経費	都市計画区域における人口	一人につき	七五〇〇
(2)	投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	一八二〇〇
3	都市計画費	人口集中地区人口	一人につき	二二〇〇
(1)	經常経費	人口集中地区人口	一人につき	一六四〇〇
(2)	投資的経費	その他の土木費	一人につき	一二〇〇〇
5	その他の土木費	人口	一人につき	七七〇〇
(1)	經常経費	人口	一人につき	一二〇〇〇
(2)	投資的経費	人口	一人につき	七七〇〇
三 教育費				
1	小学校費	児童数	一人につき	三、六四〇〇
(1)	經常経費	学級数	一学級につき	一二六、六〇〇〇
(2)	投資的経費	学級数	一校につき	一、二五一、〇〇〇〇
2	中学校費	学級数	一学級につき	六六、四四〇〇
(1)	經常経費	生徒数	一人につき	三、一六〇〇
(2)	投資的経費	学級数	一学級につき	一四二、〇〇〇〇
(1)	經常経費	学校数	一校につき	一、二六九、〇〇〇〇

市町村				
3	高等学校費	学級数	一学級につき	六八、六七〇〇
(1)	經常経費	教職員数	一人につき	一、〇二四、〇〇〇〇
(2)	投資的経費	生徒数	一人につき	八、三〇〇〇
4	その他の教育費	生徒数	一人につき	三、七〇〇〇
(1)	經常経費	人口	一人につき	六三三〇〇
(2)	投資的経費	人口	一人につき	四四〇〇
四 厚生労働費				
1	生活保護費	市部人口	一人につき	六一四〇〇
2	社会福祉費	人口	一人につき	二五八〇〇
(1)	經常経費	人口	一人につき	四六〇〇
(2)	投資的経費	人口	一人につき	二五二〇〇
3	保健衛生費	人口	一人につき	五九三〇〇
4	清掃費	人口	一人につき	八〇〇〇
(1)	經常経費	人口	一人につき	一二七、六〇〇〇
(2)	投資的経費	失業者数	一人につき	一二七、六〇〇〇
5	労働費	失業者数	一人につき	一二七、六〇〇〇
五 産業経済費				
1	農業行政費	農家数	一戸につき	六、一一〇〇
(1)	經常経費	農家数	一戸につき	二、六一〇〇
(2)	投資的経費	農家数	一戸につき	五四一〇〇
2	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	五四一〇〇
3	その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	三、二六〇〇
(1)	經常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	二、五〇〇〇
(2)	投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	二、五〇〇〇

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項及び第七項、第十四条第三項、附則第十一項並びに別表の規定は、昭和四十四年度分の地方交付税及び特別事業債償還交付金から適用する。
- 3 昭和四十四年度に限り、道府県及び自治省令で定める市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定

六 その他の行政費	市町村税の税額	千円につき
1 徴税費	本籍人口	一一七〇〇
2 戸籍費	世帯数	九一〇〇
3 住民基本台帳費		四二九〇〇
4 その他の諸費		
(1) 経常経費	人口	一、五四〇〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき 九、九六七〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき 四〇七〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき 一三、九四〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき 九五〇〇〇
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき 二五〇〇〇
九 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき 八〇〇〇〇
十 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	千円につき 一三一〇〇

単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	土地開発基金費	人口	一人につき 二、九四〇〇円
市町村	土地開発基金費	人口	一人につき 一、〇〇〇〇

4 前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、人口の増加率その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

5 昭和四十四年度及び昭和四十五年度に限り、当該各年度分として交付すべき地方交付税の総額は、地方交付税法附則第七項の規定にかかわらず、昭和四十四年度分にあつては同項の規定により算定した額から六百九十億円を減額した額とし、昭和四十五年度分にあつては同項の規定により算定した額に六百九十億円を加算した額とする。ただし、地方財政の状況等に応じ、別に法律で定めるところにより、当該加算すべき額の全部を同年度において加算しないで、これを昭和四十六年度分又は昭和四十七年度分の地方交付税の総額に加算することができる。

6 昭和四十三年度分として交付すべき地方交付税については、当該地方交付税の総額から同年度分に係る地方交付税法第十条第二項本文の普通交付税の額の合算額と同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額の百分の六に相当する額との合計額を、控除した額以内の額を同年度内に交付しない。これを同法第六条第二項の当該年度の前年度以前の地方交付税でまだ交付していない額として、昭和四十四年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合において、当該合計額から同予算に計上された地方交付税交付金の額を控除した額に相当する昭和四十三年度分として交付すべき地方交付税については、同法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、その全額を普通交付税として交付することができる。

理 由

地方財政の状況にかんがみ、地方公共団体の行政経費の増加に対処するため地方交付税の単位費用を改定し、基準財政需要額に算入すべき行政経費について經常経費と投資的経費との区分を明らかにする等地方交付税の算定方法を合理化するとともに、昭和四十四年度分の地方交付税の総額の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長鹿野彦吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔鹿野彦吉君登壇〕

○鹿野彦吉君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、

第一に、地方公共団体の行政経費の増加に対処するため、地方交付税の単位費用を改定し、基準財政需要額に算入すべき行政経費について、經常経費と投資的経費の区分を明らかにするとともに、特に投資的経費については、動態的な財政需

要の算定を強化するほか、臨時の措置として公共用地の確保の促進のために要する経費を基準財政需要額に算入する等、行政の実情に即した財政需要の算定を行なうとするものであります。

第二に、地方財源の確保に配慮しつつ、昭和四十四年度分の地方交付税の総額から六百九十億円を減額することとし、別途昭和四十三年度の補正予算により増加した同年度分の地方交付税の総額から六百八十四億円を昭和四十四年度に繰り越して加算するとともに、六百九十億円は後年度において加算しようとするものであります。

本案は、三月十八日本委員会に付託され、四月四日野田自治大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行なったのであります。

四月二十二日、本案に対する質疑を終了し、討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して塩川委員は本案に賛成の意見を述べられ、日本社会党を代表して山本委員、民主社会党を代表して折小野委員、公明党を代表して小濱委員、日本共產党を代表して林委員は、それぞれ反対の意見を述べられました。

次いで、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案により、地方交付税の年度間調整が行なわれる場合は、地方公共団体の自主的運営がそなわれないよう配慮

するとともに、過疎地域に対しては、その財政措置を一層強化すること等を内容とする附帯決議を付することに決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

日程第四 海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(外務委員長提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

日程第四、海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

(海外移住事業団法の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 海外移住事業団法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中「既存の」を「海外移住事業団に対する既存の」に改め、同項中「以下同じ」を「以下この項において同じ」に改め、「財団法人日本海外協会連合会」の下に「(以下「連合会」という。)」を加える。

附則第四項を次のように改める。

4 政府は、昭和三十一年四月三十日から昭和四十四年二月二十四日までの間において移住者(アメリカ合衆国に移住した者に限る。以下この項において同じ。)の渡航費として事業団に貸し付けた貸付金(移住者の渡航費として連合会に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き継いだものを含む。以下この項において同じ。)につい

ては、海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号）の施行の日の前日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

（移住者に対する既存の債権の免除）

5 前二項の規定により政府が事業団に対して

既存の債権を免除した場合には、事業団は、

昭和二十七年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの間において渡航費として移住者に貸し付けた貸付金（連合会が渡航費として移住者に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る移住者に対する債権を引き継いだものを含む。以下同じ。）に係る海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

（海外移住事業団法の一部改正）

第二条 海外移住事業団法（昭和三十八年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

海外移住の振興を図るため、政府の海外移住事業団に対するアメリカ合衆国に移住する者に貸し付けた渡航費に係る債権を免除するとともに、海外移住事業団の移住者に貸し付けた渡航費に係る債権を免除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約四百六十万円である。

○副議長（小平久雄君） 委員長の趣旨弁明を許します。外務委員長北澤直吉君。

〔北澤直吉君登壇〕

○北澤直吉君 たいはいま議題となりました海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨とその概要を御説明申し上げます。

本法律案は、四月二十三日の外務委員会において、全会一致をもって起草提出いたしましたものであります。

政府は、昭和二十七年に戦後の海外移住が開始されるとともに、財団法人日本海外協会連合会及びその後身である海外移住事業団を通じて、昭和四十一年三月末に至るまで、中南米移住者に対して、渡航費として総計五十四億五千万円余を貸し付けてまいりました。

中南米に移住された方々の総数は、昭和四十三年末現在で約六万人でありまして、そのうち九〇％以上が農業に従事しておるものであります。

これら農業移住者の現状を概観いたしますと、政府及び海外移住事業団の諸援護、並びに営農確立のための現地での融資等の措置にもかかわらず、いまだに定着安定の域に達していない方々も多いのであります。

以上のような点にかんがみまして、政府は、昭和四十一年に行なわれた海外移住事業団法の一部改正により、昭和二十七年四月一日から四十一年三月三十一日までの間に事業団に貸し付けた五十億四億四角の渡航費貸し付け金債権を免除するとともに、同年四月以降は事業団に渡航費を交付することとし、事業団も移住者に対して渡航費を支給することに業務内容を改正したのであります。

しかし、法改正後も渡航費貸し付け金債権は依然として事業団と移住者の間に残っておりますので、事業団はその回収に努力してまいりました。

が、四十一年四月以降は渡航費を全額支給していること、同じ移住地に渡航費を貸し付けられた人と支給された人が混在して不公平が生じていること、さらには移住者の中に経済的に良好でない人もいること等の理由によって、回収状況ははなはだ芳しくないものであります。

一方、それに伴って、債権管理費の累積が無視できない実情にあります。

また、戦後、米国民救済法の適用を受けて、アメリカ合衆国に移住した三百八十八名に対し、

政府は三千百八十五万円余を渡航費として貸し付けておりますが、すでに、その九五％が回収済みでありまして、残余の分は回収見込みが立たない状況でございます。

よって、このような渡航費貸し付け金の返済という移住者の心理的負担と、四十一年の法改正による不公平を除き、かつ、経済的向上をはかり、もって移住者の営農定着を実現させるため、次のような法的措置を講じようとするものであります。

すなわち、本改正案の第一点は、政府は、昭和四十一年の事業団法の一部改正の際に除外されたアメリカ合衆国向け移住者のため、事業団に貸し付けた渡航費貸し付け金債権約四百六十万円を免除するものであります。

第二点は、事業団は、移住者に貸し付けた渡航費貸し付け金債権を一括して免除するものであります。

なお、本法案に対しましては、過去に渡航費を返済した者との間に不公平が生じますので、これに対処する方法として、海外移住事業団が、現在特別勘定に保管している回収金を、移住者全体の利益になるように使用することが適当と思われる。

よって、このような観点から、移住者の団体を選定し、これに対し、その基金として回収金を寄贈することとし、あわせて貸し付け金を返済した移住者に対しましては、右団体より感謝状を贈る

措置をとりたいと存じます。

また、本案施行による国庫減収額は約四百六十万円と見込まれますので、外務委員会におきまして、本案の提出を決定するに際し、政府に対して意見を求めましたところ、愛知外務大臣より、国がアメリカ合衆国移住者に対して渡航費貸し付け金債権を免除することについては、残余債権の回収が事実上不可能に近いのでやむを得ないものと考えます。また、事業団が移住者に対して一律に渡航費貸し付け金債権を免除することについては、問題がないわけではないが、昭和四十一年以降渡航費を支給することに改められているので、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が本案の趣旨とその概要であります。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことを要望いたします次第であります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第五 地価公示法案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第五、地価公示法案を議題といたします。

地価公示法案

右 国会に提出する。

昭和四十四年二月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

地価公示法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 地価の公示の手続(第二条―第七条)

第三章 公示価格の効力(第八条―第十一条)

第四章 土地鑑定委員会(第十二条―第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条―第二十六条)

第六章 罰則(第二十七条―第二十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市及びその周辺の地域において、標準地を選定し、その正常な価格を公示することにより、一般の土地の取引価格に對して指標を与え、及び公共の利益となる事業の用に供する土地に対する適正な補償金の額の算定等に資し、もつて適正な地価の形成に寄与することを目的とする。

第二章 地価の公示の手続

(標準地の価格の判定等)

第二条 土地鑑定委員会は、建設省令で定める市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう)内の標準地について、毎年一回、建設省令で定めるところにより、二人以上の不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の鑑定評価を求め、その結果を審査し、必要な調整を行なつて、一定の基準日における当該標準地の単位面積当たりの正常な価格を判定し、これを公示するものとする。

2 前項の「正常な価格」とは、土地について、自由な取引が行なわれるとした場合におけるその取引(農地、採草放牧地又は森林の取引(農地、採草放牧地及び森林以外のものとするための取引を除く。))を除く。において通常成立すると認められる価格(当該土地に建物その他の定着物がある場合又は当該土地に關して地上権その他当該土地の使用若しくは収益を制限する権利が存する場合)は、これらの定着物又は権利が存

しないものとして通常成立すると認められる価格をいう。

(標準地の選定)

第三条 前条第一項の標準地は、土地鑑定委員会が、建設省令で定めるところにより、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において、土地の利用状況、環境等が通常と認められる一団の土地について選定するものとする。

(標準地についての鑑定評価の基準)

第四条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、第二条第一項の規定により標準地の鑑定評価を行なうにあつては、建設省令で定めるところにより、近傍類地の取引価格から算定される推定の価格、近傍類地の地代等から算定される推定の価格及び同等の効用を有する土地の造成に要する推定の費用の額を勘案してこれを行なわなければならない。

(鑑定評価書の提出)

第五条 第二条第一項の規定により標準地の鑑定評価を行なつた不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、土地鑑定委員会に対し、鑑定評価額その他の建設省令で定める事項を記載した鑑定評価書を提出しなければならない。

(標準地の価格等の公示)

第六条 土地鑑定委員会は、第二条第一項の規定により標準地の単位面積当たりの正常な価格を判定したときは、すみやかに、次に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

- 一 標準地の所在の郡、市、区、町村及び字並びに地番
 - 二 標準地の単位面積当たりの価格及び価格判定の基準日
 - 三 標準地の地積及び形状
 - 四 標準地及びその周辺の土地の利用の現況
 - 五 その他建設省令で定める事項
- (公示に係る事項を記載した書面等の送付及び閲覧)

第七条 土地鑑定委員会は、前条の規定による公示をしたときは、すみやかに、関係市町村(都

の特別区の存する区域にあつては特別区、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては当該市の区、次項において同じ)の長に対して、公示した事項のうち当該市町村が属する都道府県に存する標準地に係る部分を記載した書面及び当該標準地の所在を表示する図面を送付しなければならない。

2 関係市町村の長は、政令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 公示価格の効力

(不動産鑑定士等の土地についての鑑定評価の準則)

第八条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、第二条第一項の市街化区域内の土地について鑑定評価を行なう場合において、当該土地の正常な価格(第二条第二項に規定する正常な価格をいう)を求めるときは、第六条の規定により公示された標準地の価格(以下「公示価格」という)を基準としなければならない。

(公共事業の用に供する土地の取得価格の算定の準則)

第九条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の法律によつて土地を収用することのできる事業を行なう者は、第二条第一項の市街化区域内の土地を当該事業の用に供するため取得する場合(当該土地に關して地上権その他当該土地の使用又は収益を制限する権利が存する場合)においては、当該土地を取得し、かつ、当該権利を消滅させる場合)において、当該土地の取得価格(当該土地に關して地上権その他当該土地の使用又は収益を制限する権利が存する場合においては、当該権利を消滅させるための対価を含む)を定めるときは、公示価格を基準としなければならない。

(収用する土地に対する補償金の額の算定の標準)

第十条 土地収用法第七十一条の規定により、第二十条第一項の市街化区域内の土地について、当該土地に対する同法第七十一条の事業の認定の告示の際における相当な価格を算定するときは、公示価格を標準として算定した当該土地の価格を考慮しなければならない。

(公示価格を標準とするこの意義)

第十一条 前三条の場合において、公示価格を標準とするときは、対象土地の価格(当該土地に建物その他の定着物がある場合又は当該土地に關して地上権その他当該土地の使用若しくは収益を制限する権利が存する場合に、これらの定着物又は権利が存しないものとして成立すると認められる価格)を求めるに際して、当該対象土地とこれに類似する利用価値を有すると認められる一又は二以上の標準地との位置、地積、環境等の土地の客観的価値に作用する諸要因についての比較を行ない、その結果に基づき、当該標準地の公示価格と当該対象土地の価格との間に均衡を保たせることをいう。

第四章 土地鑑定委員会

(設置)

第十二条 この法律及び不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)に基づく権限を行なわせるため、建設省に、土地鑑定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十三条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 地価の公示に關すること。
- 二 不動産鑑定士試験に關すること。
- 三 その他法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところにより委員会の権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 委員会は、その所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第十四条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員のうち六人は、非常勤とする。

(委員)

第十五条 委員は、不動産の鑑定評価に關する事項又は土地に關する制度について学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、建設大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、建設大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、建設大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができない。
- 7 委員は、第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失ふものとする。
- 8 建設大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員長)

第十六条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十七条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故のある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(委員の服務)

第十八条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、建設大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なつてはならない。

(委員の給与)

第十九条 委員の給与は、別に法律で定める。

(庶務)

第二十条 委員会の庶務は、建設省計画局において処理する。

(政令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

(土地の立入り)

第二十二条 委員又は委員会の命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第二十条第一項の規定による鑑定評価若しくは価格の判定又は第三条の規定による標準地の選定を行なうために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項の規定により、他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 前項に規定する証明書の様式は、建設省令で定める。

(土地の立入りに伴う損失の補償)

第二十三条 建設大臣は、前条第一項の規定による立入りに伴う他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、建設大臣と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、建設大臣又は損失を受けた者は、建設省令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(秘密を守る義務)

第二十四条 第二項第一項の規定により標準地の鑑定評価を行なつた不動産鑑定士又は不動産鑑定士補は、正当な理由がなく、その鑑定評価に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(鑑定評価命令)

第二十五条 委員会は、第二項第一項の鑑定評価のため必要があると認めるときは、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に対し、標準地の鑑定評価を命ずることができる。

2 前項の規定に基づく命令により標準地の鑑定評価を行なつた不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に対しては、建設省令で定めるところにより、旅費及び報酬を支給する。

(不動産の鑑定評価に関する法律の特例)

第二十六条 不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が第二項第一項の規定により行なう標準地の鑑定評価についての不動産の鑑定評価に関する法律の適用に関しては、当該標準地の鑑定評価は、同法第二項第二項に規定する不動産の鑑定評価に含まれないものとする。

第六章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二項第一項の規定による標準地の鑑定評価について、虚偽の鑑定評価を行なつた者

二 第二十四条の規定に違反して、標準地の鑑定評価に際して知ることのできた秘密を漏らした者

第二十八条 第二項第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 第二項第五項の規定により標準地の鑑定評価を命ぜられた者が、正当な理由がなく、鑑定評価を行わないとき、又は第五条に規定する鑑定評価書を提出しないときは、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十四年七月一日から施行する。ただし、第十五条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

(最初に行なう地価の公示等の特例)

2 建設省令で定める都市計画区域で、昭和四十五年一月一日までに都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域(以下「市街化区域」とい

う。)が定められていないものについては、当該都市計画区域に係る市街化区域が定められ、当該市街化区域内の標準地について第六条の規定による地価の公示がされるまでの間、当該都市計画区域に係る用途地域(都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域をいう。)を第二項第一項の市街化区域とみなして、この法律の規定を適用する。

3 この法律の施行後最初に行なう第六条の規定による地価の公示は、この法律の施行の日から起算して十月をこえない範囲内において建設省令で定める日とするものとする。

(最初の委員の任命)

4 この法律の施行後最初に任命される委員の任

第十条第一項の表中

不動産鑑定士審査会

土地鑑定委員会

地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律に基づく権限を行なうこと。

に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

6 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の四の次に次の一号を加える。

十三の五 土地鑑定委員会の常勤の委員
第一条第十九号の四の次に次の一号を加える

命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

(建設省設置法の一部改正)

5 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三号中第十八号の四を第十八号の五とし、第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四 地価公示法(昭和四十四年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第四条第三項及び第四条の二第三項中「第十八号の四」を「第十八号の五」に改める。

不動産鑑定士試験並びに特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験に関する事項を処理し、又は不動産鑑定士及び不動産鑑定士補に対する懲戒処分について建設大臣に意見を述べること。

る。

十九の五 土地鑑定委員会の非常勤の委員
別表第一官職名の欄中「科学技術会議の常勤の議員」を「科学技術会議の常勤の議員
土地鑑定委員会の常勤の委員」に改める。

(特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

7 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を

改正する法律（昭和四十二年法律第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「当該俸給月額」を「当該俸給月額」に、「とし、以下「暫定手当支給額」といふ」を「同日における当該暫定手当の月額の定めがない者にあつては政令で定めるこれに相当する額とし、以下「暫定手当支給額」といふ」に改める。

8 不動産の鑑定評価に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条、第十三条及び第四十三条第三項中「不動産鑑定士審査会」を「土地鑑定委員会」に改める。

第四十七条の前の見出しを削り、同条から第五十一条までを次のように改める。

（試験委員）

第四十七条 不動産鑑定士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、土地鑑定委員会に試験委員を置く。

2 試験委員は、試験の施行ごとに、土地鑑定委員会の推薦に基づき、建設大臣が任命する。

第四十八条から第五十一条まで 削除

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

9 前項の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の規定によつて不動産鑑定士審査

会がした処分、手続その他の行為は、改正後の不動産の鑑定評価に関する法律の規定によつて土地鑑定委員会がした処分、手続その他の行為とみなす。

理 由

最近における地価の高騰が国民経済の発展と国民生活の安定に著しい支障を及ぼしている実情にかんがみ、適正な地価の形成を図るため、土地鑑定委員会を設置し、標準地の正常な価格を公示して一般の土地の取引価格に対して指標を与えるとともに、公共の利益となる事業の用に供する土地に対する補償金の額の算定等について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（小平久雄君） 委員長の報告を求めます。建設委員長始関伊平君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔始関伊平君登壇〕

○始関伊平君 ただいま議題となりました地価公示法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における地価の高騰が国民経済の

発展と国民生活の安定に著しい支障を及ぼしている実情にかんがみ、適正な地価形成をはかるため、土地鑑定委員会を設置し、標準地の正常な価格を公示して、一般の土地取引価格に指標を与え、公共用地の取得価格の算定等について所要の措置を講ずることを目的としたもので、おもな内容は次のとおりであります。

第一に、土地鑑定委員会は、建設省令で定める市街化区域内の標準地について、毎年一回、不動産鑑定士等の鑑定評価を求め、その単位面積当たりの正常価格を判定し、これを公示するものとしたことであります。

第二に、不動産鑑定士等が第一の区域内で土地を鑑定評価する場合及び公共事業の施行者が公共用地の取得価格を算定する場合には、公示価格を標準としなければならないものとし、また収用委員会が収用する土地に対する補償金の算定は、公示価格を標準とした価格を考慮しなければならないものとしたことであります。

第三に、地価の公示に関すること及び不動産鑑定士試験に関すること等の事務を所掌するため、建設省に土地鑑定委員会を置くものとしたことであります。

本案は、三月四日本委員会に付託され、三月十四日建設大臣から提案理由の説明を聴取いたしましたのであります。その後における審議の詳細につきましては、会議録に譲ることいたします。

かくて、四月二十三日、本案に対する質疑を終

了し、討論の申し出なく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、本案に対しまして附帯決議を付することに決したのでありますが、その内容につきましては、会議録で御承知願いたいと思います。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（小平久雄君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小平久雄君） 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長（小平久雄君） 本日は、これにて散会いたします。

午後七時九分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
外務大臣 愛知 揆一君
大蔵大臣 福田 赳夫君
農林大臣 長谷川四郎君
運輸大臣 原田 憲君

昭和四十四年四月二十四日 衆議院會議録第三十一号 朗読を省略した議長の報告

八三二

建設大臣 坪川 信三君
自治大臣 野田 武夫君
国務大臣 有田 喜一君
国務大臣 床次 徳二君

出席政府委員
内閣法制局長官 高辻 正巳君
外務省アメリカ局長 東郷 文彦君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、昨二十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

一、今二十四日、宇佐美宮内庁長官から石井議長あて、次の通知書を受領した。

宮内秘発甲第一五五号

昭和四十四年四月二十四日

宮内庁長官 宇佐美 毅

衆議院議長 石井光次郎殿

このたび御誕生の内親王殿下は、御名を清子と命ぜられ、紀宮と称されます。

(常任委員辞任)

一、去る二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

安井 吉典君

吉田 之久君

細谷 治嘉君

村上 勇君

安井 吉典君

細谷 治嘉君

大竹 太郎君

渡海元三郎君

中垣 國男君

西村 榮一君

菊池 義郎君

塩谷 一夫君

岡澤 完治君

沖本 泰幸君

岡澤 完治君

西村 榮一君

増岡 博之君

福田 一君

池田 禎治君

内海 清君

内海 清君

池田 禎治君

高田 富之君

三宅 正一君

三宅 正一君

高田 富之君

北山 愛郎君

島上善五郎君

建設委員

島上善五郎君

北山 愛郎君

(常任委員補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

細谷 治嘉君

麻生 良方君

安井 吉典君

安井 吉典君

地方行政委員

渡海元三郎君

安井 吉典君

細谷 治嘉君

村上 勇君

法務委員

塩谷 一夫君

岡澤 完治君

菊池 義郎君

大竹 太郎君

中垣 國男君

西村 榮一君

西村 榮一君

広沢 直樹君

大蔵委員

文教委

岡澤 完治君

西村 榮一君

増岡 博之君

福田 一君

池田 禎治君

内海 清君

池田 禎治君

運輸委員

内海 清君

建設委員

池田 禎治君

池田 禎治君

内海 清君

三宅 正一君

高田 富之君

三宅 正一君

高田 富之君

北山 愛郎君

島上善五郎君

島上善五郎君

島上善五郎君

島上善五郎君

島上善五郎君

島上善五郎君

島上善五郎君

島上善五郎君

島上善五郎君

島上善五郎君

島上善五郎君

島上善五郎君

島上善五郎君

一、昨二十三日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 島上善五郎君 北山 愛郎君

建設委員 北山 愛郎君 島上善五郎君

(特別委員辞任)

一、去る二十二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

沖繩及び北方問題に関する特別委員

三池 信君 佐々木秀世君

竹下 登君 門司 亮君

伊藤惣助丸君 古屋 亨君

箕輪 登君 中野 四郎君

永末 英一君

(議案提出)

一、昨二十三日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(外務委員長提出)

日本学校安全会法の一部を改正する法律案(斎藤正男君外八名提出)

生活保護法の一部を改正する法律案(八木一男君外八名提出)

(衆議院受領)

一、昨二十三日、参議院から受領した条約は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案

へき地教育振興法の一部を改正する法律案

(衆議院付託)

一、昨二十三日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院第七号)(参議院送付)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院第八号)(参議院送付)

以上二件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

著作権法案(内閣提出第一〇三号)

一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案(鈴木木君外一名提出、参議院第一四号)(予)

へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴木木君外一名提出、参議院第一五号)(予)

以上二件 文教委員会 付託

(衆議院送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

千九百六十八年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件

国際水路機関条約の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る二十二日、第五十八回国会、第五十九回国会及び第六十回国会において本院で継続審査

をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案
石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

(議案通知書受領)

特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

北方領土問題対策協会法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するため、これらの諸問題について啓蒙し宣伝及び調査研究をし、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援助を行なうとともに、北方地域旧漁業権者等その他の者に対しその営む事業及びその生活に必要な資金の融通を行なうことを主たる業務とする北方領土問題対策協会を設立することを目的とする。

としたもので、その内容は次のとおりである。

1 協会の設立の目的、組織、業務、財務及び会計並びに監督等に関し必要な事項を規定していること。

2 協会の業務としては、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他必要な啓蒙し宣伝を行ない、また、これらの諸問題について調査研究を行なうとともに、あわせて、北方協会が現在まで行なってきた北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の規定に基づく旧漁業権者等に対する必要な資金の貸付業務を行なうこと。

3 北方領土問題対策協会の設立に伴い、北方協会は解散し、その業務は南方同胞援護会の北方地域に関する業務とともに新協会が引き継ぐこと、また、新協会は旧北方協会が政府より交付された十億円を承継し、これを引き続き北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務を行なうための基金とすること。

4 協会の主たる事務所を東京都に置き、役員として会長、副会長、理事、監事を置く。

5 協会は主務大臣が監督する。主務大臣は内閣総理大臣及び農林大臣とする。

6 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則の規定中南方同胞援護会法の一部改正及び関係法律の一部改正等の規定は、公布

昭和四十四年四月二十四日 衆議院會議録第三十一号 議案に関する報告書

の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、北方領土問題についての世論の高揚を図り、あわせてこれ等の地域の旧漁業権者等に対する貸付等の援護を行ない、もつて、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するため、北方領土問題対策協会を設立するものであつて、その趣旨は適切妥當なものとする。

よつて、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十四年四月二十二日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 中村 寅太

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

北方領土問題対策協会法案に対する附帯決議

議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に關し、特段の措置を講ずべきである。

一 北方協会が従来行なつてきた北方地域旧漁業権者等に対する生業安定のための諸事業は、北方領土問題対策協会発足後においても、さらに一層拡充強化されるより配慮すること。

二 本法律案には、新協会に対する国の補助金交

付の規定がないが、北方領土問題の啓もう宣伝等に関する経費は、全額国が負担のうえ積極的

に活動できるようにすること。

三 北方領土問題に関する内政上の諸問題については、積極的な解決をはかること。とくに關係地方公共団体等の協力を要するものについては、その経費の負担に關し、特別の配慮をすること。

通行税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、日本国有鉄道の運賃及び料金の改定並びにその等級の廃止に伴い、通行税法について次のような調整措置を講じようとするものである。

1 等級の廃止に伴つて新設される特別車両料金について、通行税を課すべく所要の規定の整備を図ることとする。

2 寝台料金の引上げに伴い、同料金に対する通行税の免税点を一人一回につき一、六〇〇円（現行一、四〇〇円未満）に引き上げることとする。

二 議案の可決理由

汽車等の利用状況にかえりみ、日本国有鉄道の運賃の改定等に伴う措置として適切なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十四年四月二十二日

大蔵委員長 田中 正巳
衆議院議長 石井光次郎殿

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方公共団体の行政経費の増加に対処するため、地方交付税の算定方法を改正するとともに、昭和四十四年度分の地方交付税の総額の特例等を設けようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

（一）地方交付税の算定方法の改正

1 普通交付税の算定に用いる基準財政需要額の内容について経常経費および投資的経費の区分を明確化し、とくに投資的経費については動態的な算定を強化する等基準財政需要額の算定方法の合理化をはかること。

2 地方行政の全般的状況ならびに過密地域および後進地域における行政の特性に即応した財源措置の充実をはかるため、次により基準財政需要額の算定方法を改正すること。

（1）市町村道、下水道、清掃施設、社会福祉施設等各種公共施設の整備の計画的な推進に要する財源措置の強化をはかるた

め、関係費目にかかる単位費用の改定および算定方法の改正を行なうこと。

（2）公共用地の取得の促進に資することを目的として、地方公共団体が土地開発基金を設置する場合における所要財源の一部を基準財政需要額に算入するため、昭和四十四年度において、臨時の措置として「土地開発基金費」を設けること。

（3）過密地域における財政需要の増加に対応して、その所要財源の適確な増強をはかるため、人口急増補正による算入額の強化、態容補正の合理化、「下水道費」の算入額の充実をはかるほか、新たに「都市計画費」および「清掃費」について、事業補正を適用するものとする。

（4）後進地域における行政水準の維持向上をはかるため、市町村分の「農業行政費」、「その他の産業経済費」等にかかる基準財政需要額の充実をはかることと、学校統合等に伴う通学費の補助、寄宿舎の運営等に要する経費を基準財政需要額に算入するため、市町村分の「小学校費」および「中学校費」について、新たに密度補正を適用すること。

3 生活保護基準の引上げ等各種の制度改正、給与改定の平年度化等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を改定し、その他規定の

整備をはかること。

(一) 地方交付税の総額の特例

1 地方財政の状況にかんがみ、昭和四十四年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額から六百九十億円を減額するとともに、これに昭和四十三年度の補正予算により増加する同年度分の地方交付税の額のうち普通交付税の調整額の復活に要する額をこえる額を繰り越して加算することができるものとする。

2 昭和四十五年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額に六百九十億円を加算するものとするが、地方財政の状況等に應じ、当該加算額の一部を昭和四十六年度および昭和四十七年度に繰り延べてこれらの年度分の地方交付税の法定額に加算することができるとすること。

二 議案の可決理由

最近における地方財政の現状にかんがみ、本案の趣旨は妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十四年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の歳出に、地方交付税交付金として一兆三千二百八億三千九百二十八万一千円を計上している。

また、昭和四十三年度から昭和四十四年度に繰り越す地方交付税交付金六百八十四億一千二百四十五万三千四百は、昭和四十三年度交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算の歳出に地方交付税交付金として計上されている七百三十五億八千三百四十四円の中に含まれている。

右報告する。

昭和四十四年四月二十二日

地方行政委員長 鹿野 彦吉

衆議院議長 石井光次郎殿

(別紙)

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方財政の現状にかんがみ、左の諸点に留意すべきである。

一 地方交付税の年度間調整が行なわれる場合は、地方自治の本旨にのっとり、地方公共団体の自主的運営がそなわれないよう配慮すること。

二 地方交付税制度の趣旨にそつらし、過疎地域に對しては、地方交付税の配分等を通じてその財政措置を一層強化すること。

三 公害対策の現状にかんがみ、地方公共団体が行なうべき事項についての財政需要を地方交付税に十分反映するよう検討すること。

四 土地取得に要する財政需要については、臨時措置でなく長期的な財源対策の確立に努めるとともに、条件をつけその用途を制限するような

指導を行なわれないこと。

五 地方債については、政府資金の充実はかるとともに、地方公営企業における国庫補助制度を拡充し、借換債を拡大するほか、公営企業金融公庫については、出資金を大幅に増額する等その機能の充実強化に努めること。

右決議する。

地価公示法案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における地価の高騰が国民経済の発展と国民生活の安定に著しい支障を及ぼしている実情にかんがみ、適正な地価の形成を図るため、土地鑑定委員会を設置し、標準地の正常価格を公示して一般の土地取引価格に指標を与え、公共用地の取得価格の算定等について所要の措置を講ずることを目的としたもので、主な内容は次のとおりである。

1 土地鑑定委員会は、建設省令で定める市街化区域内の標準地について、毎年一回、不動産鑑定士等の鑑定評価を求め、その単位面積当たりの正常価格を判定し、これを公示するものとする。

2 不動産鑑定士等が土地を鑑定評価する場合及び公共事業の施行者が公共用地の取得価格を算定する場合には、公示価格を標準としなければならぬものとし、また収用委員会が収用する土地に対する補償金を算定する場合

には、公示価格を標準とした価格を考慮しなければならぬものとする。

3 この法律及び不動産の鑑定評価に関する法律に基づく権限を行なわせるため、建設省に、土地鑑定委員会を置くものとする。

4 この法律は、昭和四十四年七月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、地価対策の一環としての適正な土地価格の形成を図るための措置として、有効かつ適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十四年度一般会計予算（建設省所管）に、地価公示等に必要経費として二千二百七十六万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十四年四月二十三日 建設委員長 始関 伊平

衆議院議長 石井光次郎殿

(別紙)

地価公示法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行にあたり、左の諸点について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 適正な土地価格の形成とその確保を図るた

昭和四十四年四月二十四日 衆議院會議録第三十一号

め、固定資産税、相続税等の課税上の評価にあ
たつては、公示価格との均衡を失しないよう努
めるものとする。こと。

二 市街化区域内の地価の高騰を抑制し、同区域
内の公共事業の施行による土地所有者等と一般
の土地取引者との利益の調整を図るため、一般の
土地取引においては、公示価格を一定限度以上越
える譲渡差益に対する課税の強化、同区域内の
未利用地の利用促進を図るための空閑地税の創
設等土地税制の積極的な改善を推進すること。

三 地価公示制度の実効を確保するために、不動
産鑑定士制度の充実についで十分配慮するとと
もに、標準地の選定は適正かつ稠密に行なうこ
と。

右決議する。

衆議院會議録第二十九号中正誤

ベシ 段 行 誤
大 二 需 需
七 四 要 給
政 策 正
策

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(六)